

「知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見募集」に寄せられた意見(団体)

(知的財産による競争力強化専門調査会関連分)

No.	団体名	意見
1	藤 本 昇 特 許 事 務 所	<u>Ⅱ 知的財産の保護</u> <u>Ⅱ－1 知的財産の適切な保護</u> ＜御意見の概要＞ 最近の特許に関する知的財産訴訟や特許庁の審判等を執務としている実務家として業務遂行に当たり下記点について意見を申し述べます。 ＜御意見の全文＞ (1) 最近の知財訴訟(特に産業財産権侵害訴訟)の動向原告(権利者)の敗訴率が判決で80%以上で、そのうち35%が無効であるとの理由で権利者が敗訴しているのが現状。 このような現状を分析すると、知的財産の保護とは名のみで現実には登録された権利が数多く無効と裁判所で判断されている。「何がプロパテントか」、日本は今や「アンチパテントの国家である」。知財敗訴自体も国の予測とは異なりその件数は増加するどころか、むしろ減少傾向にある。今は正に知財バブルである。企業は権利があっても不安定な権利では活用すらできないのである。 特許庁は早期審査のみ傾注し、権利の安定化を図っていないのみならず審査、審判で登録されても無効になるのでは全く意義がない。しかも無効資料が審査官が当然にサーチしなければならない国内公報では話にならない。「審査官の質の低下か」、「サーチ機関の質の低下か」。 (2) 特許法第104条の3と裁判所(司法)と特許庁(行政)の根本的問題 特許法第104条の3の規定によって、必ずと言ってもよい程侵害裁判所は無効の判断を第1義的に考えている傾向がある。 裁判所は侵害成否を第1義的に判断すべきであって、非侵害であれば無効の判断をすべきではなく、またその必要もないのである。しかるに現在の裁判所は侵害成否よりも無効の可否判断を優先する傾向がある。これでは侵害裁判所とは言えないのではないか。十分に技術を修得していない裁判官が進歩性を議論すること自体いかなものか。 さらに、平成20年4月24日の最高裁の判決及び同泉裁判官の意見から

		すると、無効の判断のみならず訂正の可否判断も裁判所独自で判断できるとのことである。しかるに、無効の可否は裁判所で行えるとしても権利の設定に関する訂正の可否判断も、訂正審判請求や訂正審決とは関係なく、裁判所が行えるとするならば権利設定の専属機関である行政としての特許庁の審査、審判は不要ではないのかとも言える。引いては特許の無審査論にもつながり、根本的に司法と行政の独立権益にも影響することになる。 このように最近の裁判所は「やり過ぎではないか」と思える程、特許庁の審判と同等な判断を行っているのが現状で、これが権利の保護や活用を阻害している。 (3)特許庁の審判官の問題 一方の審判官の審決では、「進歩性有り」と判断しながら、後日合議体が変更された結果、全く同資料にもかかわらず「進歩性なし」と判断された。これでは特許庁の審査、審判の統一した基準が全くないのと同様で権利者にとっては特許庁の審査、審判を信じ難く、権利の保護、活用すらできなくなるのである。特許庁の審査、審判は本当に失墜してしまったのか。 国家政策としてこれでは知財の保護、活用という名の下で全く相反することが現状で企業は権利の活用すらできない。活用のために事前に再度全ての公知資料を調査する企業すらある。何のための審査主義なのか。国は、コンテンツ等2025年の政策を打ち出しているが、知財の基本である「権利の安定した保護」「活用できる権利の設定」という根本的問題を早急に解決すべきで、これが解決できないと我が国の知財政策の基本理念を失うことになり、外国からも批判されるであろう。
2	株式会社ロー プブロック	<u>III 知的財産の活用</u> <u>III-1 知的財産の戦略的活用</u> ＜御意見の概要＞ 政府の特許に関する支援方針について。 ＜御意見の全文＞ 特許の戦略的活用は、様々な特許の中で公共の安全に関する発明は政府支援を得ることで可能になるものがあると思います。 公共の安全を確保する発明商品は、政府の支援を得ることで国内の産業に 活性力を与えると共に、外国に輸出の力にもなります。公共の安全確保の特許や技術を、国が優先し、その事業を支援することは 特許期間中

		にいち早く世界に展開できる国益になると思います。 小生、この度特許を取得し製品化しましたが、安全上の必要でありながら不況のあおりで販売がよくありません。弊社のHPをご覧くださいませようようお願い申し上げます。 http://www.ropeblock.co.jp 担当：（略）
3	日本弁理士会	知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見 今回意見募集対象とされている、 (1) これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果 (2) 第3期(平成21年度～平成25年度を想定)の知的財産戦略の基本方針の在り方 に関する意見を、下記のとおりに申し述べます。 記 1. 全体について 知的財産の創造・保護・活用という基本概念の基に多数の項目を羅列していくというこれまでの考え方から脱却し、新たな考え方に基づく抜本的に改革されたものとするのが望まれる。 (1) これまでの知的財産推進計画の進捗状況を的確に把握し、完了させるべきものを厳選してそれらを早期に完了させるための措置をとったもので、第3期の終期を見据えて、企業の営利活動、大学等における研究活動、さらには個人の日常活動等と、知的財産の創造・保護・活用との関係のあるべき姿を夫々設定し、それらを実現させるための施策を策定すべきである。 (2) 上述の「これまでの知的財産推進計画の進捗状況を的確に把握し、完了させるべきものを厳選してそれらを早期に完了させるための措置」としては、創造・保護・活用を平準的に検討するのではなく、とりわけ「活用」の部分に焦点を当てた上で、創造・保護・活用それぞれにおいて活用できない状況を生み出している要因を的確に把握・分析し、それを解決する視点から、例えば、以下の①、②等の事柄を踏まえて、今後の措置を検討すべきである。 ① これまでに行われてきた法制度の整備ないしは運用には、むしろ活

		用のサイクルを阻害する方向で働いているものもあるのではないかと考えられること。具体的には、迅速を求めるあまり有効でない特許を付与してしまうこと(付与後に無効となる特許が少なからず生じていること)、裁判所で極めて厳しい進歩性の判断がなされていること等。 ② ①に鑑み、異議制度の復活、無効審判と裁判所に於ける無効の抗弁との関係についての再整理、特許の有効性の推定規定(米国特許法282条に倣う)の導入等を検討することが必要ではないかと考えられること。 2. 知的財産の創造・保護・活用について (1) 第1期及び第2期の6年間においては、プロパテント政策が推し進められてきたものと理解される。しかしながら、「プロパテント」という言葉がどのような意味で使用されてきたのかは必ずしも明確でない。したがって、その成果が上がったのかどうかの客観的評価が困難であることは、残念なことである。 「プロパテント政策」を、「知的財産権により恩恵を受けられる政策」と理解するなら、原告敗訴率が高い現状にあっては、プロパテント政策は空回りしていると評価せざるを得ない。 いずれにせよ、次年度の計画においては、まず「プロパテント」の意味を明確に定義する必要があると考えられる。 (2) 第3期の基本方針においては、「プロパテント政策」の中身を明確にしたもとで、それに対する評価項目を明示することが必要である。 (3) 昨今話題になっている「パテントロール」については、その議論を深め、プロパテント政策との整合性をチェックすることが必要である。 (4) 特許権等の知的財産権の存続期間を衡平に担保する観点から、単に権利を早期に確立するための努力だけでなく、権利化に権利者の意図に反した遅延がもたらされた場合には、米国で採られているような、存続期間を調整して権利者の不利益を軽減するという策の導入について検討することが必要である。 (5) 審査のための先行技術調査機関について、その設立・運営要件を見直し、弁理士等の兼業が容易とされる方向での検討を行うことが望まれる。
--	--	--

	(6) 長期目標として、特許庁を核にして、著作権及び種苗法のもとにおける育成者権等の知的財産権をも一括して取り扱う知的財産権庁を設立することを置き、それについての基礎的検討を始めることが望まれる。 3. コンテンツをいかした文化創造国家づくりについて (1) 第1期及び第2期の6年間に於いて、コンテンツビジネスの活性化のための種々の施策がある程度功を奏していると思われる点は、これを評価すべきである。 しかしながら、社会全体の中でのコンテンツビジネス自体への信頼度は、未だそれほど上がっていないのではないかと考えられる。例えば、最近において、著名な音楽家による著作権がらみの詐欺事件が大々的に報じられ、世間的にも多大な関心を集めたが、この事件により、コンテンツビジネスの社会的イメージは相当低下してしまったのではないかと危惧される。 上述の事件では、著作権法上の登録制度が悪用されたようであるが、このような悪用が可能であったことの原因の1つとして、著作権についての登録制度の利用度の低さがあることは否めないと考えられる。 つまり、折角の登録制度が、世間にあまり知られておらず、利用も少ない馴染みの薄いものとなっているため、本来の制度趣旨に反する目的で利用されてしまったという見方ができるということである。従って、著作権法上の登録制度について、その意義、内容等について国民に広く知らしめる策を講じる必要がある。 コンテンツビジネスの健全化のためには、新たな施策を種々講じることも必要であるが、現に存在しているにもかかわらず、妥当な機能を果たしていないものについて、利用されていない原因を探り、そのうえで在るべき姿を再検討することも必要なのではないかと考えられる。著作権法上の裁定制度については、一定の見直しがなされたようであるが、上述の登録制度についても国際調和の見地等に鑑み、抜本的見直しが図られるべきである。 (2) 日本ブランド戦略については、外国人から見た日本の魅力とはそもそも何なのかを把握することが重要であると考えられる。そのためには、単に日本という国自体のイメージだけでなく、日本の製品、あるいは、現地生産ではあるが日系ブランドの製品が、何故に現地の消費者に選択されているのかについて、更に踏み込んだ調査・分析が必要なのではないか。
--	---

		このような調査・分析は、本来、当該企業等のマーケティング戦略の一環として行われるべきものであろうが、国策として日本ブランドの昂揚を図っていくのであれば、個々の企業等任せでよしとすべきものではない。日本貿易振興機構(JETRO)等の関係諸機関により、海外での日本のイメージ等の調査を行っているということであるが、このような視点まで含めた調査になっているのかどうか定かでない。 4. 知的財産人材の育成と国民意識の向上について (1) 知的財産専門人材の育成について ① 現行の政策下においては、弁理士の数の増加を図るべく、弁理士試験の簡素化・合理化が図られているとともに、弁理士の質の向上を図るべく、弁理士登録を目指す者を対象とした必要最小限の範囲での実務修習と既存の弁理士を対象とした継続義務研修とを行う制度とが導入されている。 このようなもとで、海外における我国の知的財産の保護及び活用が重要政策に掲げられており、知的財産人材としての弁理士には、知的財産分野における基本的国際条約であるパリ条約を含めた各種の条約に関する知見を具えることが求められる。 しかしながら、現行の弁理士試験においては、論文試験の科目から、知的財産分野における基本的国際条約であるパリ条約を含めた条約が外されており、また、短答式試験においても、条約関係の出題は多くはない。即ち、現行の弁理士試験にあっては、海外における我国の知的財産の保護及び活用を図るうえで最も必要な知見が、的確に問われるものとはされていない、と言わざるを得ない。 今後、海外における我国の知的財産の保護及び活用がますます重要性を増すことに鑑み、知的財産人材としての弁理士を送り出す弁理士試験において、その論文試験の科目に条約を加えるべきである。 ② 弁理士の大幅増員については、それによりもたらされる好都合な結果を埋もれさせてしまう程の多くの深刻な問題を含んでいることを指摘したい。例えば、大幅増員による、弁理士の本質に対する誤解の誘発、弁理士の質の低下、過度な競争、サービス内容の低下、インハウス弁理士は増加するが本来の代理人としての役割を果たす弁理士は然程増加しない等々の問題がある。 弁理士の大幅増員についての議論は、これによりもたらされる事態の把握、分析、予測を的確かつ充分に行い、答申や表現を改めるべきであ
--	--	--

		る。 (2) 知的財産創出・マネジメント人材の育成について 知的財産に関する専門的サービスを提供する弁理士が、いわゆる出願業務だけでなく、企業、特に中小企業での研究開発段階から権利の活用に至るまでの業務に一貫して関与すること、あるいは、地域ブランド等の地域振興のために業務を遂行することの必要性については論を待たない。 問題はそのための人材を如何にして養成するかである。弁理士試験制度を変えただけでは養成できないし、大幅増員をして自然淘汰を待っても必要な人材が育つわけでもない。 中小企業の振興や地域産業の振興は、基本的には、国及び地方自治体の仕事である。しかしながら、昨今の行財政の実情、行政のスリム化等を考慮すれば、国及び地方自治体だけでの取組みには困難が伴うように見受けられる。 そこで、知的財産創出・マネジメント人材の育成にあたっては、業務を限って、民間の活力の有効利用を図っていくことを考慮すべきである。例えば、弁理士、中小企業診断士、技術士等の一定の有資格者に、特定の業務に携わる知的財産創出・マネジメント人材の育成を委託するシステムを構築することが、人材の有効活用、行政組織のスリム化という観点からも効果的であると考えられる。このような施策を講じるためには、弁理士等の一定の有資格者に対する政策的な教育又は訓練を計画的に実施していくことが必要となるが、その際の教育又は訓練は、一定の有資格者が基本的事項についての基礎知識は既に備えていることに鑑みれば、公益活動等のための基本的なレベルのもので良く、そのコストも比較的低額と考えられるので、少なくとも国の責任で実施されるべきである。 弁理士、中小企業診断士、技術士等の一定の有資格者を活用できる具体的な業務としては、行政が現在行っている研究開発あるいは新製品開発等に対する助成業務、個別企業における知的財産権の取得及び管理の委託を受ける業務、地域ブランドの掘起し及び振興業務、地域産業の振興策の策定業務等が考えられる。 (3) 国民の知的財産意識の向上について 経済産業省や特許庁等さらには民間の諸団体による知的財産研修が広く行われており、また、日本弁理士会による小中高等学校における知的財産教育も行われていて、これら活動が国民の意識の向上に貢献していることに疑いの余地はない。
--	--	---

		しかしながら、国民の知的財産意識は一朝一夕にして向上するものではなく、今後も継続して知的財産研修あるいは教育を行っていくべきと思料する。 (4) グローバルな知的財産人材育成について 知的財産推進計画においては、国策として、国際的な知的財産専門人材を育成することが目標に掲げられ、その手段として知的財産専門家に海外研修を受けさせることが必要である旨が唱えられてきている。 昨今、外国出願関連業務を行うのみならず、外国における模倣品対策や中小企業の海外進出にあたってのコンサルティング等にも対応する弁理士が増加しているので、こうした弁理士の役割をより一層充実させるべく、国費により弁理士を諸外国に派遣し、派遣された弁理士を国の施策に貢献する業務に携わらせる制度を創設すべきと思料する。 以上
4	社団法人日本レコード協会	<u>全体</u> ＜御意見の概要＞ 第3期（平成21年度～平成25年度）の知的財産戦略は、「クリエイターの自主性の尊重」を基本方針とすべきである。 ＜御意見の全文＞ 第2期（平成18年度～平成20年度）の知的財産戦略は、知的財産の創造、保護及び活用のうち、「活用」に重きを置きすぎたきらいがある。本来、知的財産推進計画は、「新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする経済社会の実現」（知的財産基本法第1条）のために策定されるべきものであるが、そのためには知的財産の「創造」「保護」「活用」のバランスが極めて重要である。 「活用」を促進するためとの理由で「保護」の水準を切り下げた場合には、クリエイターに適正な利益が還元されない結果、魅力あるコンテンツの「創造」が困難となり、我が国のコンテンツの質が低下することに留意すべきである。百年に一度と言われる厳しい経済情勢の中で、今後ますます「活用」重視の意見が多くなることが予想されるが、今こそ、「創造」と「活用」の両面においてクリエイターの自主性を確保することが必要である。クリエイターの自主性が確保されることにより魅力のある多様なコンテンツが創造され、そのようなすばらしいコンテ

		ンツを基にした多様なビジネスモデルが出現し、実行されることにより我が国コンテンツ産業の拡大に繋がるものとする。 <u>Ⅳ コンテンツを活かした文化創造国家づくり</u> (略) <u>Ⅴ 知的財産人材の育成と国民意識の向上</u> ＜御意見の概要＞ 小・中・高生への著作権教育の充実を図るべきである。 ＜御意見の全文＞ 過去の知的財産推進計画において大学や大学院での知的財産教育、エンタテインメント分野における弁護士育成と組織化等に成果があったと考えるが、インターネット上において大量に権利侵害コンテンツが流通している現状とその利用者に小・中・高生等の若年層が多い実態をみると、当該教育現場において著作権教育の一層の充実を図ることが必要である。著作物等の知的財産がどのように創造されているか、知的財産権に対する侵害が窃盗と同じ「犯罪」であること、知的財産権侵害を行うことによりクリエイターに適正な対価が還元されなくなり新たな創造ができなくなること等、著作権についての基本的な教育を行うことが極めて重要である。
5	日本弁護士連合会	知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見書 内閣官房知的財産戦略推進事務局が平成20年12月1日付けで意見募集を実施した「知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見募集」に関し、「Ⅱ 知的財産の保護」について、当連合会は以下のとおり意見を述べる。 意見の趣旨 1 知的財産高等裁判所が創立される際に検討された、同裁判所に期待される事項及び危惧される事項について、これが現時点でどのように評価されるべきであるのかを、とりわけ、知的財産高等裁判所という特殊な裁判所制度を創出したことに基づく司法制度上の観点、及び同高等裁判

	所を中心とする知的財産権侵害事案の審理における運用面で知的財産権が正当に保護されているのかとの観点において、具体的に検証すべきである。 知的財産高等裁判所における取扱い事例は、決して多量ではないから、個別の事案の性格に基づく影響が強く反映すると考えられ、知的財産高等裁判所が取り扱った事案に関して種々の数値を集計するだけでは統計的に有意な事実を把握することはできないと言ふべきである。 そのため、上記の検証に当たっては、知的財産高等裁判所を利用するユーザーへのアンケート等による調査、既済事件の事例分析などが必要であり、その上で、知的財産高等裁判所の司法制度としての評価及び知的財産権の正当な保護が充分であるか否かを評価すべきであると思料する。 2 知的財産権侵害訴訟の東京地方裁判所及び大阪地方裁判所への専属管轄の規定により知的財産権侵害事件を東京及び大阪に集中させたことが、他の地域に所在する特許権者に対する権利行使のコスト増大をもたらしていないか、コスト負担増が特許権の正当な権利行使を障害していないかを、現時点で検証すべきである。 3 知的財産権の保護は、民事訴訟による侵害の抑止を第一とすべきであり、刑事規制はきわめて悪質な侵害行為のみを対象とすべきである。 意見の理由 1 はじめに 当連合会は、知的財産の分野における「法の支配」を十全なものとする必要性を痛感し、平成15年5月16日、「知的財産戦略推進計画策定に関する意見」を知的財産戦略本部に提出した。続けて、平成15年6月30日、「知的財産戦略推進計画(案)に関する意見」を知的財産戦略本部に提出した。 当連合会は、知的財産の分野における「法の支配」のためには、知的財産権の保護を司る司法制度が十分に機能し、知的財産権について、迅速、公平、かつ適正手続きのもとにその正当な権利保護がなされるべきであると思料する。 2 知的財産高等裁判所の創設にあたり、平成15年当時、そのメリットとして次の3点があげられていた(平成15年12月5日、司法制度改革推進本部事務局「知的財産訴訟検討会(第14回)議事概要」添付資料2(知的
--	---

	財産高等裁判所(仮称)の具体的方策案についての補足説明)。 ① 技術的な専門処理体制の充実化 ② 審理の迅速化 ③ 看板効果(アナウンスメント効果) 他方、前記の当連合会平成15年6月30日付意見書は、CAFCに関するレポート(Hruska レポート)の提言を紹介し、わが国における「法律上」の知的財産高等裁判所を創設する場合には、考えられる問題点として慎重な配慮が必要である旨指摘している。 ① 裁判官の視野が極めて狭いものとなってしまう ② 裁判官が自らの政策的意見を判決に反映させる可能性がある ③ 地域毎の差異についての視野が狭くなる ④ 裁判官の任用に際して特定の利益団体の影響を受ける可能性がある等の理由から、特別の分野についての控訴事件を専属的に審理する特別裁判所的なものを創設することは望ましくない また、中山信弘教授の本部員としての平成15年12月17日発言(第6回知的財産戦略本部議事録)で、知的財産高等裁判所の創設に関連して、次のような問題が指摘された。 ① 特許裁判所は弊害が大きいとしてCAFCが作られた経緯がある ② 職分管轄を含め極めて使い勝手の悪い制度になる可能性がある ③ 司法制度・裁判制度全般に関わる問題として議論を尽くす必要がある 3 以上のような検討を経て、知的財産高等裁判所が創設されたのであるが、現時点で、知的財産高等裁判所が、初期のメリットを実現しているのか否か、また、司法制度としての知的財産高等裁判所について、上記の危惧された諸点が杞憂であったのか否か、現時点で改めて検証・評価する必要がある。 特に、適正手続きのもとに、知的財産権がその保護法制の制度趣旨に添って適正に審理され、結論に至っているのか、換言すると、知的財産権法制のもとにおける法に基づく紛争解決という司法裁判所の使命が貫徹されているのかという検証が不可欠である。なお、当連合会が従前から意見を表明しているとおり、知的財産権侵害訴訟は、知的財産権を取り扱うにしても民事紛争案件であって法曹資格を有する裁判官による民事紛争案件として適正に審理されることが必要であることは多言を要しない。従って、かかる検証は、法曹資格を有する裁判官による審理を大前提とした上でのあるべき司法手続きという観点を落としてはならないものであることを付言する。
--	--

	そして、知的財産高等裁判所を中心とする知的財産権侵害訴訟事件が、現状において、その運用上、知的財産権が正当に保護されているのかとの観点において、具体的に検証すべきである。 今回の意見募集にあたって、知的財産による競争力強化専門調査会（平成20年度第3回）〔第8回〕議事において参考資料としてあげられた資料1（これまで講じてきた施策の概要及び現状）及び資料2（政策レビュー及び第3期の知的財産戦略の在り方について）中には、たとえば、特許権関係民事通常事件の和解件数（地裁）（図表21）、特許権侵害訴訟（地裁）の判決の動向（図表19）、などの統計資料が掲載され、また同侵害訴訟において特許権が無効となる割合、新受件数の推移などに言及されているが、年間の特許権関係民事通常事件の年間新受件数が140件ないし210件程度であって、その母数が少数であるためにこれらを集計しても統計的に有意な事実を導き出すことは到底できないから、これら集計結果によって軽々に議論することは避ける必要があると言うべきである。勝訴割合、無効と判断される割合その他の種々の結果には、個別の事案の性格に基づく影響が強く反映すると考えられるからである。 4 従って、現状における検証は、個別の事案の性質を考慮しつつ、知的財産高等裁判所を利用するユーザーへのアンケート等による調査、既済事件の事例分析などが必要であり、その上で、知的財産高等裁判所の司法制度としての評価及び知的財産権の正当な保護が充分であるか否かを評価すべきであると思料する次第である。 5 特許権が正当に保護されることが特許法制を維持する上では不可欠であるところ、仮に、特許権者が所在する地域間において、その保護の程度が実質的に異なることとすれば、それは不公平であって、是正される必要がある。懸念されるのは、東京、大阪以外の地域に所在する特許権者が、東京及び大阪に土地管轄が専属され、知的財産高等裁判所のみが控訴事件を取り扱うとされていることに関連した、訴訟提起、維持費用等のコスト負担増を原因に、正当な権利行使が阻害されているか否かである。コスト負担増をまかなえる大手企業の利用は可能であるとしても、中小企業や個人においてこのコスト負担増が正当な権利行使の障害になっているとすれば、専属管轄化の弊害と把握せざるを得なくなる。こうした懸念が妥当するのか否か、現時点で検証すべきであると思料する。 6 著作権法、不正競争防止法、種苗法の改正により、知的財産侵害に
--	---

		係る刑事罰を強化したところであるが、特許法などの産業財産権法、著作権法、不正競争防止法、種苗法等に基づく知的財産権の保護は、原則として民事訴訟手続きを通じて適正になされるべきである。当連合会はこの観点から、知的財産高等裁判所を中心とする知的財産権の保護のあり方が、司法制度としての知的財産権保護法制として万全であるのか否か、検証することを提言するものである。 現在、営業秘密に係る刑事的措置の見直しがなされ、営業秘密侵害罪の強化等が議論されているところであるが、営業秘密を含めた知的財産権の保護制度における刑事規制はきわめて悪質な侵害行為のみを対象とした例外的なものに限定されるべきであって、こうした重罰化によって知的財産権の全般的な保護を実質的に強化できるとは期待できないと言わざるを得ない。知的財産権の保護強化は、民事訴訟手続きを中心とする民事司法的保護法制の充実によってこそなされるものであり、かかる充実が肝要である。 以上
6	日本製薬工業協会	知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見 拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。 日本製薬工業協会知的財産委員会はライフサイエンス分野に関係する知的財産政策を検討しております。 さて、12月1日付で貴ホームページに掲載されました「知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見募集」に対して、知的財産委員会として、下記のとおり意見を述べさせていただきます。よろしくご検討のほどお願いいたします。 敬具 記 当委員会では、これまでの6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果に関する評価を行った上で、今後早急に取り組んでいただきたい事項及び要望を下記にまとめました。 <u>Ⅱ－1 関連</u>

	1. 医薬品の試験データの保護 TRIPs協定で決められた医薬品の試験データを知的財産として保護することを正面からではないが、再審査期間を6年から8年に延長した(2007年4月)ことで、産業界の要望する8年データ保護が実質達成されたことは高く評価できる。 今後の問題として、国際的な整合性を睨みつつ、日本の産業力強化の観点から、産業界の当初の要望である10年間の保護(欧州では既に10年+1年の保護)およびバイオ医薬品に適した保護(米国ではバイオシミラー法案で12～14年の保護要求)などについて早急な検討が望まれる。 <u>Ⅲ－1 関連</u> 2. リサーチツール特許の使用の円滑化の具体的な解決策の策定・推進 「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許に関する使用円滑化に関する指針」(ガイドライン)を世界に先駆けて策定された(2007年3月)ことは高く評価できる。 今後の問題として、リサーチツール特許の使用円滑化を具体的に解決するには、本指針の国内外への普及が不可欠であり、国内大学等や民間企業に広く周知されると共に、海外にも積極的に発信し、各国への普及化が望まれる。 また、リサーチツール特許及びそれに関連する研究マテリアルの統合データベースの構築が進められ、平成20年度中のサービス提供が予定されているが、本指針の施行から2年近く経過していることから是非とも迅速な対応をお願いしたい。 更に、リサーチツール特許の権利者の多くは欧米のベンチャー企業であり、且つ本指針が強制力を伴わない為、欧米に対する外交努力による海外への普及を図りコンセンサス形成を図ると共に、リサーチツール特許の円滑な活用を図るための法制化の検討も望まれる。 <u>Ⅱ－1 関連</u> 3. 医療関連技術の特許化促進 3－1. 医薬の使用方法発明の特許保護 医薬の使用方法に関する発明について、「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」で検討され(2003年10月～2004年11
--	---

	月)、新審査基準が策定された(2005年4月)ことは一応評価できる。 しかしながら、新審査基準においても同じ患者層での新たな投与法の場合には新規性なしとされ、必ずしも画期的な発明が保護されている訳ではない。また、医薬の使用方法的発明の本質は、「方法」であるが、新審査基準では、「物の発明」としてのみの保護に限られているため、「物の発明」で表現できない医薬の使用方法的発明の特許保護が成されていない。新審査基準作成後、欧州では、米国と同様に実質的に「方法発明」による特許保護の審査実務が採用されていることから、我が国でも「先端医療特許検討委員会」での検討により、欧米と同様の保護の実現が望まれる。 3-2. 遺伝子治療・再生療法等の先端医療技術に関する発明の特許保護(遺伝子治療・再生医療の特許制度の整備) 本課題は、知的財産推進計画の当初より要望し、前記「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」で検討されたが、時期尚早として実現しなかった。その後推進計画2007までは、先端医療に携わる医師、製薬業界等の要望があるにも拘らず、毎年、情報収集に努めるなどの記述に留めているだけであった。 一方、近年の先端医療技術の進捗は目覚しく、京大・山中伸弥教授のiPS細胞に関しオールジャパンで取り組まれた研究が推進されようとしている折から、推進計画2008ではiPS細胞関連技術を含む先端医療分野における保護のあり方を検討するとされ、「先端医療特許検討委員会」で議論が開始された。日本発の優れたイノベーションの創出・権利化促進の為の知財制度の活用促進策について真摯な検討を期待する。特に、知財保護の観点で、少なくとも米国と同様の広く且つ強力な保護が早急に得られる様にすべきである。 <u>II-1 関連</u> 4. 産業分野別の知的財産政策の立案の推進 我が国として産業分野毎に最適の知的財産政策を推進していかなければならないとの政府方針のもと、昨年度の「知的財産による競争力強化専門調査会」のプロジェクトチームでライフサイエンス分野を含む4重点分野における知的財産戦略を検討したことは評価できる。 また、策定された戦略のテーマとして、産業界が解決を要望するテーマが羅列的に挙げられ、推進計画2008では先端医療の特許化や特許期間延長制度の見直しなどが取り上げられたことは評価する。前記 2 項目を含め
--	---

	て産業界が優先的に解決を要望するテーマについて、早急に具体的な方針を検討するとともに解決へ向けてのロードマップを策定することを強く要望する。 <u>Ⅳ－１関連</u> 5. 薬事行政との関連における著作権の権利制限の見直し 国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製に関する権利制限については、改正法が成立し、2007年7月から施行されたことは高く評価できる。 一方、薬事法に基づく医療関係者（医師、薬剤師等）に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の中間まとめで検討されているが、未だ解決されていない。仮に、中間まとめの通り法改正がなされても管理団体と補償金について交渉することとなり、現状と変わらないこと、またJCLSとの契約が法制化の条件である等の委員会中間取りまとめを超える一部意見もある。昨年11月には当委員会からパブコメを提出したが、他の団体、日薬連、薬剤師会、医師会、JAPICも同様のパブコメを提出している。中間まとめにおいて懸念となっている事項の早急な再検討を要望する。 <u>Ⅱ－１関連</u> 6. 生物遺伝資源問題に関する国際的な解決策の推進 生物遺伝資源の取り扱いは、科学技術政策・産業政策・農業政策とも密接に関係しているので、産業界の意見も取り入れながら関係府省庁間の連携を一層密にして生物多様性条約のみならず大局的な見地から総合的に対処されるよう要望する。 「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」（座長；知的財産戦略推進事務局参事官）が平成18年に立ち上げられ、その後定期的に開催されているようであるが、2010年に開催されるCBD－COP10の議長国となることから、その準備段階での検討も含めて国際的なリーダーシップを発揮して諸課題の解決策の具体化を期待する。その際には産業セクター別の対策も盛り込まれることから産業界との緊密な連携を要望する。 <u>その他</u>
--	--

	7. その他 1) 大学等における基本・基盤技術の創造促進と当該技術の普及化推進 知財推進計画が策定されるようになって以来、国家予算が投入される大学等の研究テーマが産業に直結される傾向が見られるが、産業界が大学等に期待する多くは基本技術の創出であり、産業界が出来ないかかる基礎研究にこそ資金投入を更に行っていただきたい。そして、大学や産学連携のアウトプットとして得られた基本・基盤技術に関する研究成果は、その重要度を判断した上で、国が積極的に国際的な権利化を支援することが必要である。そして、基本・基盤技術に関する発明の記載要件等の特許要件が改良・利用発明と同じでよいか検討すると共に、両者を峻別した審査を採用し、基本・基盤技術に関する発明を広く、厚く保護することが必要である。更に、生み出された基本・基盤技術の研究成果である基本・基盤発明の普及・活用については、大学等の枠を越えて国家政策として検討をより強力に推進すべきである。即ち、基本特許の活用促進に向けた現行の裁定制度に準じた新たなライセンスシステムの構築が急務である。 2) 利用発明の裁定制度の見直し 特許法の目的として発明の奨励があり、生まれた改良発明の実施についての権利の調整機能として、特許法 92 条の利用発明に関する裁定制度がある。裁定制度の適切な運用は、特許法の根幹に係わる問題であり、知財立国実現のために必須の制度である。 しかし、1994年の日米合意が存在し、實際上、利用関係の裁定実施権が凍結されている我が国の現状では、世界各国が批准しているTRIPS31条よりも後退した運用になっており、国際競争の場において我国は極めて不利な状況に立たされている。本合意の成立経緯の不透明さおよび合意内容の不備(期限、改定方法の欠如)からも、本合意の撤廃を強く要望する。 3) 知的財産制度未成熟国への成熟化の推進 例えば、中国においては、医薬品の承認申請による特許期間の侵食を回復する延長制度が制定されていないが、日、米、欧と基本的に同等な特許期間延長制度の採用が必要と考えられる。また、インドでは物質特許制度が採用されたが、その的確な運用について注意が必要である。更に、BRICS、アジア諸国における知的財産制度が未成熟であることに起因する弊害が顕在化しつつある。そこで、グローバリゼーションの見地からも知的
--	---

	財産未成熟国（BRICS／アジア諸国）に対して、産官が一体となって種々の働きかけを更に協力にかつ積極的に行い得るオールジャパンの組織を早急に立ち上げるべきである。 4) 審査請求期間の段階的設定の検討推進 審査請求期間が7年から3年に短縮されたことにより、とりわけ製薬業界では、審査請求件数を増加せざるを得なくなり特許庁における滞貨が増加している。一方、発明の価値確定や製品寿命が産業毎の違うのが明らかであり、ライフサイエンス等の製品開発に時間を要する分野では、事業化の検討には3年では短すぎ、結果として新しい産業育成の芽を摘むことを招来している場合がある。そこで、審査請求期間を、産業分野の多様性を考慮し、例えば3年、5年、7年と自由に選択できるような制度を検討すべきである。なお、韓国では、本年10月1日から、「早期審査」、「一般審査」、「遅延審査（出願後最大5年）」の審査猶予申請制度が施行され、審査時期の選択肢が拡大された。 5) 試験研究の例外の明確化 特許法69条の試験研究の例外適用の範囲が判例もなく必ずしも明確でない。他者特許技術を研究対象としたり、他者特許技術に改良を加えることは産業の発展に資するものであるが、その際他者特許技術をどの程度の範囲で使用すれば69条の例外適用となるか不明である。この為、研究が遅延したり、不要な係争対策を行なわなければならない可能性がある。これらの問題を軽減する為、例えばスイスの特許法改正案程度の明確化ができれば、ライフサイエンス研究分野の研究実態に即した形での研究推進に寄与することが期待できるので、試験研究の例外の明確化の検討を開始すべきである。 6) 産学連携諸問題についての専門調査会の設置 産学連携については、徐々に進みつつあるものの、出願すべき特許の質や、契約、実施料の問題を始め、秘密保持、大学の知財本部とTLOとの関係、データベースの活用、研究マネージメント、資金の還流、人材の確保や活用等、必ずしも上手行っているとは限らない。そこで、かかる諸問題について産官学が委員を出し、我が国の産学連携の活性化ならびにイノベーションの創出につなげる目的で、産学連携の推進をテーマとした委員会を立ち上げ、検討すべきことを提案しているが、未だ実現に至っていない。
--	---

		7) 審査の国際的なハーモナイゼーション ライフサイエンス分野では欧米で権利化できても、我が国では審査が厳し過ぎて権利化できないといった事例が多く存在する。結果として、我が国で適切な保護が得られない事態を招来することが懸念される。具体的には、進歩性と実施可能要件乃至サポート要件であるが、この問題を解決するために、これ等に関し適切な審査が行われるよう日米欧三極でのハーモナイゼーションの推進を要望する。 以上
7	社団法人電子情報技術産業協会	<u>I 知的財産の創造</u> ＜御意見の全文＞ 1. 職務発明制度に関する継続的な検討 改正特許法35条に対応して、各企業では、使用者・従業者間の契約等を整備し、運用を開始している。職務発明に対する報償については、企業の経営に大きな影響を及ぼす可能性があり、引続き、その運用や訴訟の状況、国際的に事業活動への影響等を把握しつつ、職務発明制度に関する評価、見直しを行っていくべきである。 2. ソフトウェアに関する日本版バイ・ドール制度 産業活力再生特別措置法の改正（産業技術力強化法への規定の移管）がなされ、「ソフトウェア開発の成果」に係る知的財産についても民間が活用できる制度（いわゆる日本版バイ・ドール規定の適用拡大）が導入されたものの、未だ十分な活用がされているとは言えず、各省庁に対する新制度のさらなる周知徹底と適切な運用がなされることを期待する。また、受託者に帰属することとなった知的財産の活用の促進のために、より使い勝手の良い制度とするよう改善を求める。 <u>II 知的財産の保護</u> <u>II-1 知的財産の適切な保護</u> ＜御意見の全文＞ 3. 有効な特許審査 特許審査の迅速化、効率化のための諸施策については、今後も官民協力して推進していくべきであり、併せて、権利の安定性およびイノベーション

	促進の観点から、特許審査の質の向上を図るべきである。また、特許性の判断基準については、進歩性の判断を中心に既に検討がすすめられており、引続き、官民協力の上で議論されるべきである。更に、特許の質の向上に資するという観点から、情報提供制度の活用等、様々な技術や資源の利活用を念頭においた知的財産政策が推進されるべきである。 4. 特許制度・運用の国際的調和 世界特許システムの実現に向けて、日米欧三極が先導して国際的な特許制度調和への取組みを推進すべきであり、実体特許法条約締結に関するグレース・ピリオドの議論等の進展や先願主義への移行等の米国特許法改正に向けた働きかけを更にすすめることを要望する。 また、ビジネスのグローバル化に伴い、各企業は BRICs 諸国等にも発明拠点を拡げている。中国等では我が国産業界の要望も受けて、知的財産法制度や運用の整備がすすめられ、その環境が改善されているところであるが、特許制度・運用の調和に向けて、各国の特許審査の質の改善等に係る取組みを更に推進されることを要望する。 <u>III 知的財産の活用</u> <u>III-1 知的財産の戦略的活用</u> ＜御意見の全文＞ 5. 知的財産権のライセンスの保護の充実 破産時や権利譲渡時に知的財産権ライセンスを保護する制度を整備するための法改正が検討、実施されているが、実務上不都合な点も多く残されている。従って、先般及び今回の法改正に留まることなく、産業界のライセンス契約の実情に即した、実効性がある制度の導入に関して継続検討されることを要望する。 (1) 特許権ライセンスについては、①産業活力再生特別措置法の改正により「包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度」(特定通常実施権登録制度)が創設されたが、この新たな制度の具体的な部分(特に実施行為の特定方法)は更に政省令等で決められることになっており、この新たな登録制度が積極的に活用可能なものとなるように、制度の詳細については引き続き鋭意検討していただきたい。また、②現行の通常実施権の登録制度を充実するための「特許法の一部を改正する法律案」が今通常国会で審議されているが、今回の改正案に反映されなかったサブライセンスに係る授權特約の登録等についても継続検討さ
--	--

		れるよう強く要望する。 更に、海外におけるライセンス保護制度とのハーモナイゼーションといった観点から、米国・ドイツと同様の「当然保護制度」の導入に関しても、是非とも検討の場を設けていただくよう強く要望する。 (2) 著作権ライセンスについても、実効性があり、かつ新たな負担を強いることのないライセンス保護制度の早期導入を強く要望する。 <u>III 知的財産の活用</u> <u>III-2 国際標準化活動の強化</u> ＜御意見の全文＞ 6. 国際標準化への取組の強化 国際競争力を強化するため、我が国発の技術が標準化されるような戦略的な取り組みを推進されるとともに、特許権をはじめとした知的財産権と国際標準化の連携を強化し、標準化活動に参加しない第三者問題（標準が広く普及した後にその標準技術に対して差止請求権を行使するなど）への対応や RAND 条件の明確化等の解決方策について国際的な議論を促進すべきである。 また、情報技術分野等では、その技術の進展に対応して、オープン・イノベーションの促進を図ることが必要であり、欧州の「ライセンス・オブ・ライト」のような、実施許諾の意思を登録することで特許の利用機会を拡大する制度の導入についても検討をすすめるべきである。 <u>IV コンテンツを活かした文化創造国家づくり</u> <u>IV-1 コンテンツの創造・流通の促進</u> (略) <u>IV コンテンツを活かした文化創造国家づくり</u> <u>IV-2 コンテンツの海賊版対策</u> (略)
8	社団法人コンピュータソフトウェア著作権	<u>全体</u> ＜御意見の概要＞

協会	インターネットを利用した著作権侵害について、国内外共に対策を強化する必要がある。特に、諸外国における法制度、侵害対策実務にかかる情報等の調査や、得られた情報が共有されるスキームの構築を望む。また、適正なコンテンツ流通促進のためには、今存在する著作権侵害をいかにして排除するかを大前提として検討する必要がある、著作権者等が適切な権利主張を簡易に行うことができる環境を産み出すための法整備や制度の創設こそが重要である。 <御意見の全文> 1. 著作権侵害対策 著作物のデジタル化と、インターネットの普及によって、著作物の利用・流通形態が大きく様変わりしているが、その反射的效果として、著作権侵害は爆発的に増加している。 インターネットを利用した著作権侵害は、(1)インターネットオークションやWeb サイト等インターネット上で著作権侵害物品(海賊版 CD-ROM 等)の販売情報を告知し、当該物品自体は郵送・宅配等にて流通させる形態によるもの(著作権侵害行為は著作物の無断複製ならびに無断譲渡・頒布等)、及び(2)いわゆる「ファイル共有ソフト」や Web サイト等インターネット上に著作物の無断複製ファイルを蔵置し、当該ファイルをネットワークを通じて流通させる形態によるもの(著作権侵害行為は著作物の無断公衆送信)の 2 種類に大別される。 (1)については、著作権侵害物品ならびに金銭の授受が行われる関係上、(金銭的)被害が明白であることから、捜査機関、行政機関等の公的機関が、著作権者の申し出に応じて対策を講じることは困難ではない。たとえば、著作権侵害物品が国外から流入するものであっても、著作権以外の知的財産権侵害品と同様、税関での差し止め、銀行等口座の凍結等によって現状では対策が講じられている。 しかしながら、著作権侵害物品の流通はいまだ行われており、このような物品が国外から流入していることが少なくないことを考慮すると、他の知的財産権侵害物品と同様、法整備の充実、税関等における流入差し止めの実効を高めるための施策の強化等が求められるところである。併せて、他の知的財産権侵害物品等と異なり、著作権侵害物品は真正品との判別が比較的容易であるにもかかわらず、上述のような物品の購入者が多数存在すると推定されることを鑑みれば、それら購入者に対する啓発についても、今以上に広範に行う必要がある。 (2)については、具体的には、著作物の無断複製物をサーバに蔵置し、
----	---

		Web ページ等からのリンクを通じて送信可能化したもの(ダウンロードサイト、ダウンロード専用掲示板等)、事業者によって提供されるサーバ及び Web 上のサービスを利用して無断複製物を送信可能化したもの(動画投稿サイト、オンラインストレージ等)、ファイル共有ソフトを利用して無断複製物を送信可能化したもの(Winny、Share、Limewire 等)が挙げられる。 これらの対策として、国内では、著作権法の強化やいわゆる「プロバイダ責任制限法」の運用等に関して議論が進められているところだが、インターネット上で著作物の無断複製物を送信可能化すれば、原則的には全世界でその著作物が受信可能となる。このことから、インターネット上における著作権侵害行為は国際的にも重要課題とされており、諸外国においても法制整備や侵害対策についての検討が行われている。しかしながら、国外における対策の実行のためには、権利者は諸外国の法制度や侵害対策実務に係る情報等の調査を行う必要があるが、権利者毎に世界中の法制度等を調査することは効率的ではない。そこで、政府が中心となり、これら情報の調査・共有、及び侵害情報そのものの共有等が行われるスキームが構築されることが望まれる。 なお、インターネット上での著作権侵害のうち、ファイル共有ソフトの一種である Winny と Share を悪用した行為では、当協会などが実施した調査により、行為者のほとんどが国内に存在していることが判明している。また、動画投稿サイトにおいても、日本で放映されたテレビ番組やアニメーション番組等が、放送終了直後に「投稿」(無断複製物の送信可能化)されるなど、国内からの著作権侵害行為が端緒となって、世界中に被害が「拡散」している。このことを勘案すると、国内におけるインターネット上の著作権侵害対策も今まで以上に強化していく必要があると考える。 2. 「コンテンツ流通の促進」における著作権侵害対策強化の重要性 (略) 以上
9	社団法人日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会	知的財産戦略本部・知財による競争力強化専門調査会、知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見 2002 年の小泉総理大臣(当時)による施政方針演説から始まった「知財立国」の実現に向けた取り組みにより、わが国は世界でも先進的な知財制度を持つ国の一つになったといえる。政府をはじめとする関係者の尽力を

	高く評価したい。 近年、世界各国は、イノベーション創出のための知財獲得競争を繰り広げているが、その一方で、技術・サービスの高度化により、さまざまな国の企業や大学などが連携してイノベーションを追及するオープンイノベーション、あるいはパテントプールやパテントコモンズといった“オープン化”の重要性が増してきている。また、2008 年後半には、サブプライムローン問題に端を発した米欧の金融不安に伴う世界同時不況が深刻化しており、これが各国の知財政策にどのような影響を及ぼすかについては、予断を許さない状況である。 このような環境の下、来年度からはじまる第3期基本方針では、“プロ・パテント”に続く“プロ・イノベーション”の時代を意識し、知財制度の改革への取り組みをさらに加速させるべきである。その際には、これまでの取り組みの成果を改めて見直すことはもちろん、従来の延長線上の視点だけではなく、新たな戦略的視点を盛り込んだ政策展開を図っていく必要がある。 1. イノベーション推進のための知的創造サイクルの強化 知財が持つ本来的な目的は、知財を活用したさまざまな製品やサービスが市場に提供され、その結果としてイノベーションを実現し、社会・経済を活性化していくことにある。 第1期および第2期の知財政策では、知の創造、保護、活用のそれぞれの分野において、きめ細かな施策が行われるとともに、その国際的な展開が図られてきた。第3期基本方針においては、知財立国の実現という原点に改めて立ちかえり、総合的な産業・文化戦略の下で、現在の世界経済の状況を踏まえ、新たな戦略観に立った施策を展開し、イノベーション推進のための知的創造サイクルをさらに強化していくべきである。 特に、わが国の国際的な競争力強化の観点から、産学連携による先端技術の製品・サービスへの活用とその国際市場への展開をイノベーションの重要なプロセスとして再認識し、そのための技術移転を円滑にする施策を検討すべきである。その際には、事業化の面について、税制や破産法など、知財以外の分野の法制度と組み合わせた支援策も検討すべきである。 2. 知財をめぐる環境変化への対応 (1) グローバル化への対応 世界が未曾有の経済危機に陥っていることは極めて重大な事態である
--	---

	が、このような危機感を共有できている時期こそ、経済活動と密接不可分な関係にある知財制度の国際的調和を進める良い機会ととらえることも可能である。知財制度の国際調和について、これまで以上にわが国が主導的な役割を果たすべきであり、政府は各国と連携し、特許審査の協力などを含めた特許制度の調和や「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」の早期実現の取り組みをさらに加速させるべきである。 特に、オープンイノベーションやパテントプールなど、オープン化の動きが活発になる中、個々の権利主張を強めるよりもライセンスを行う意思を持っている者が広くライセンスを行えるなど、さまざまな関係者がより協業・連携しやすい仕組みづくりを促進すべきである。オープンイノベーションにおける標準規格やオープンソース・ソフトウェア（OSS）には、特許権が存在しうるが、これらの技術は広く使われ、普及することを目的としており、排他的権利である通常の特許権とは性格が異なっていると考えられる。そこで、ライセンス・オブ・ライト（LOR）の導入など、オープン化を目的とする技術に対する特許権のあり方について検討すべきである。 また、各国間の制度の違いが海外企業等との円滑な協業・連携を阻害することがないように配慮すべきである。職務発明制度もグローバル化の視点から再検討すべき課題であり、各国の職務発明の扱いの違いが企業の国際的な協業・連携を阻害することが懸念されている。諸外国の職務発明に関するルールや慣習を調査するとともに、適宜、職務発明規定の評価、見直しを行っていくべきである。さらに、特許のライセンス契約におけるライセンシーの保護について、契約によって第三者に対抗できる米国型の“当然保護方式”とすることが望ましく、他の法制度との関係に留意しつつ、検討を進めるべきである。 なお、最近、特定国においては、情報通信関連製品に対するソースコード開示の義務付けや、環境関連特許に対する強制実施件の設定など、企業の研究開発のインセンティブを損ないかねない動きが見られる。政府として、引き続き各国の動向を注視するとともに、必要に応じて政府レベルでの国際的対応をとる必要があると考える。 (2) 知財関連係争への対応 知財に対する意識の高まりやいわゆるパテントトロールの問題により、知財関連係争にかかる企業の負担が大きくなっている。企業としても係争リスクへの対策をさらに強化していく必要があるが、政府としても、知財関連係争の発生の抑制に向けた支援策に取り組むべきである。 特に、パテントトロールやOSSの第三者特許のようにイノベーションを阻
--	--

		害しかねない権利行使が問題となっている。オープンイノベーションにおいても権利は尊重すべきであるが、適切な権利行使のあり方について早急に検討し、対応を進めるべきである。 また、知財高裁の設置によって知財関連の判例が積み重ねられ、わが国における権利行使の予測可能性は高まってきている。しかし、その一方で、特許無効の判断が下されるケースが多く、特許の有効性の判断に対する予測可能性が低下しており、企業をはじめとする権利者の懸念が強まっている。特許庁と裁判所の間で審査基準のあり方などに関する共通認識の形成に努めるとともに、技術と法律の双方に知見のある法曹人材の育成を図ることが必要と考える。 (3)国際標準に関連する知財の取り扱いルールの明確化 2006 年 12 月に策定された「国際標準総合戦略」を契機として、わが国発の先進的技術の標準化に向けて産学官が協力し、研究開発戦略、知財戦略、そして標準化戦略を一体的に推進する取り組みが始まったことは評価に値する。その一方で、知財を含む標準が増加しており、標準技術が普及するためには、関連する知財の取り扱いルールを明確化する必要がある。国際標準に関連する知財の取り扱いルールについては、世界的な議論および合意が必要であるが、国内においても、パテントプール化した場合の知財の運用ルールや、権利濫用の制限、裁定実施権の適用等の措置を含めたアウトサイダー、ホールドアップ対策について議論を進め、早急に結論を得るべきである。 以 上
10	日本知的財産協会	<u>全体</u> <御意見の概要> これまでの貴事務局の活動に敬意を表すると共に、今後は網羅的な施策ではなく、知的財産基本法の原点である国際産業競争力強化に軸を置いた重点施策を中心に検討、実行いただきたい。 <御意見の全文> A. これまで 6 年間の知的財産政策の実施状況及びその成果について 第 1 期は、知財立国実現に向けてのインフラ整備の時期といえ、特許審

	査や知的財産紛争処理などに係る基本的な制度の整備、多くの法令・指針等の制定の実施、産学官の協力体制の整備、などを中心に、産学連携推進、知的財産高等裁判所の設立、特許審査の迅速化、等々の諸施策が策定され、各府省庁及び産学等関係先においてこれらの諸施策が実施されました。 第２期は、第１期の改革の成果を踏まえ、知識社会の本格化に向け、知的財産立国の実効を上げること、知的財産を活用した国際競争力強化を実現すること、新たな課題に対応した制度を整備すること、実施された制度整備の有効性を検証し、必要な改正を実施すること、を目指して、盛り沢山過ぎると言われるほどの諸施策が策定されましたが、日米欧三極における特許出願様式の統一、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の提唱、大企業知財 OB による地域・中小企業に対する支援人材データベースの構築、等々、産業界としても満足すべき成果が得られたものと考えます。 この６年間の我が国における知的財産政策は、国内外にも大きな影響を与え、特に、中国、韓国等においては我が国の知的財産政策を参考に、自国の知的財産戦略を立案、実行しております。 また、我が国産業界においても、経営者の知的財産面での意識向上、知的財産部門による企業経営への貢献、等々の実効が上がってきており、インフラ面での所期の目的の多くは、ほぼ達成できたのではないかと考えます。 B. 第３期の知的財産戦略の基本方針の在り方について しかしながら、この６年の間に知的財産を取り巻く環境も大きく変化し、プロ・パテント時代からプロ・イノベーション、オープン・イノベーション時代への移行、中国、韓国、台湾等の知的財産面での急速な台頭、更に、ここに来ての世界的規模での急激な金融悪化による企業の業績悪化が、知財バブルとも言われて来たこれまでの産学等における知的財産戦略も、一旦、見直さざるを得なくなることが確実に予想されます。 このような中、上記第１期、第２期の成果を踏まえ、今後、貴事務局において策定されるべき項目は、網羅的な施策ではなく、知的財産基本法の原点である国際産業競争力強化に軸を置いた重点施策を中心とし、その他については各府省庁、産学等が自己責任と権限をもって推進して行くような考えを導入すべきではないかと考えます。 このような観点から、当協会としては、第３期の知的財産戦略として貴事務局において特に重点的に取り組んでいただきたい施策を以下に列記い
--	--

	たしましたので、ご検討いただきますようお願いいたします。いずれもハードルが高いものでありますので、産官学関係部門およびその他有識者の総力をあげて、十分な時間をかけて議論し、将来の我が国の道しるべとなる施策を策定いただくようお願いいたします。 <u>I 知的財産の創造</u> ＜御意見の概要＞ 我が国の産業政策、国際産業競争力強化等の観点から、職務発明制度の本質と在り方について、時間を掛けてじっくりと議論いただきたい。 ＜御意見の全文＞ 1. 職務発明制度について 2005 年 4 月 1 日施行の改正特許法第 35 条により、表面的には発明者と企業間の紛争は落ち着いた感はあるものの、当協会会員企業に対するアンケート結果によれば、改正法に基づく新しい社内ルールに従業員との協議に基づいて策定したにも拘らず、社内ではトラブルが絶えず、企業の経営、研究開発活動にとって必ずしもプラスにはなっていない等の意見も多くあり、我が国の産業政策、国際産業競争力強化等の観点から、職務発明制度の本質と在り方について、時間を掛けてじっくりと議論を行うことが重要と考えます。 <u>II 知的財産の保護</u> <u>II-1 知的財産の適切な保護</u> ＜御意見の概要＞ 営業秘密を侵害した場合、民事訴訟において採用されているような訴訟手続きを、刑事訴訟にも取り入れていただきたい。 ＜御意見の全文＞ 2. 営業秘密について 現在、営業秘密を第三者に漏洩した者等に対する刑事訴訟の在り方について議論されておりますが、憲法で保障された公開裁判を受ける権利との関連で、なかなか進展していない状況にあります。産業界の立場からは、他国の法制度等も十分に検討し、重要な技術の海外への流出防止等の観点から、犯罪抑止力を高めるためにも、1 日も早く、民事訴訟において
--	---

	採用されているような訴訟手続きを、刑事訴訟にも取り入れていただくようお願いいたします。 <u>III 知的財産の活用</u> <u>III-1 知的財産の戦略的活用</u> ＜御意見の概要＞ ライセンス契約について、米国等のように契約当事者が当然保護されるような制度の早期導入につき検討いただきたい。 ＜御意見の全文＞ 3.ライセンス契約保護について ライセンス契約の当事者の倒産等により、権利が第三者に移転等した場合の相手方の既得権利の保護について、現在は特許庁への登録があった場合にのみ保護されることになっておりますが、特許庁への登録の如何に関わらず、米国等のように契約当事者が当然保護されるような制度の早期導入をお願いしたい。 <u>II 知的財産の保護</u> <u>II-1 知的財産の適切な保護</u> ＜御意見の概要＞ 知的財産制度の早期国際ハーモナイゼーションに向けて、今後とも国際的な交渉、議論の場（マルチ、バイ）で関係国、地域との間で精力的な交渉を継続推進いただきたい。 ＜御意見の全文＞ 4. 知的財産制度の国際ハーモナイゼーション 知的財産制度の早期国際ハーモナイゼーションは、直接の影響を受けるユーザーである産業界としては最大の関心事であり、今後とも国際的な交渉、議論の場（マルチ、バイ）で関係国、地域との間で精力的な交渉を継続推進いただきたい。当協会としても、このために特許庁等とも鋭意協議を進め、究極的には全世界の知的財産制度のユーザーにとって有益な制度の構築のために尽力いたしたい。 <u>III 知的財産の活用</u>
--	--

		<u>III-1 知的財産の戦略的活用</u> ＜御意見の概要＞ 知財をめぐる環境変化に対応し、権利行使の抑制を含めた適切な権利行使のあり方について、早急に検討を進めていただきたい。 ＜御意見の全文＞ 5. 知財をめぐる環境変化、特にグローバル化への対応について オープン・イノベーションにおいても、知的財産は重要であり、権利は尊重すべきであるが、パテントロール、標準化におけるアウトサイダー、オープンソースの第三者特許のようにイノベーションを阻害する権利行使が問題となっていること、一方で、中国における情報通信機器へのソースコードの開示、発展途上国における環境関連特許の強制実施権の設定等、企業の R&D のインセンティブを損ないかねない制度設計が議論されていることから、権利行使の抑制を含めた適切な権利行使のあり方について、早急に検討を進めるべきであると考えます。
11	IBM コーポレーション	<u>全体</u> ＜御意見の全文＞ 2003年に知的財産基本法が施行されて以来、知的財産推進計画に基づき様々な制度改革が進展し、多岐にわたる成果が得られ、我が国は同法が目指す知的財産立国へ向けて着実に前進しているものと考えます。 一方、知的財産をめぐる情勢は、知識の増大と拡散、フラット化する世界、増大する特許出願、オープンな協力によるイノベーションの台頭、集団知の顕在化、知的財産に関する新たなプレイヤーの登場など、急速に変化しています。 IBM は、これまでの知的財産政策の実施状況を及びその成果について高く評価するとともに、自らの知的財産管理や世界中で行われる事業活動により得た知見が、今後の我が国の知的財産政策に資するものと信じ、上記知的財産をめぐる情勢の変化を踏まえ、第3期の知的財産戦略の基本方針のあり方に付きコメントいたします。 <u>II 知的財産の保護</u> <u>II-1 知的財産の適切な保護</u>

		<御意見の全文> 企業活動がグローバル化するにつれ、発明に対する保護をグローバルに低コスト、迅速、かつ安定的に得ることが益々求められています。これまで特許審査ハイウェイ(PPH)、ニュールート、日米欧特許庁間での共通出願様式の合意等がなされていますが、これらの取り組みをさらに推し進め、将来的な特許制度の実体面での調和が実現されることを期待します。 ・特許庁間のワークシェアリング そのための第一歩として、同一発明多数国出願(例えば、PCT出願)の実体審査における特許庁間のワークシェアリングが推進されることを期待します。各国の担当審査官が互いに先行技術情報・審査情報を共有・交換することで、各国の審査ワークロードの削減、迅速な権利付与、特許の質の向上のみならず、出願人の権利取得コストの削減にも貢献できるものと考えます。このような特許庁間のワークシェアリングを支援するソフトウェアとしては、翻訳機能を備えたウェブ2.0ツールが想定されます。 ・官民のワークシェアリング 質の高い審査の前提として質の高い先行技術調査が必要ですが、昨今の知識の増大と拡散とが相まって、先行技術調査、とりわけ非特許文献の調査は困難を極めています。このような状況では特許権が不安定となり、無用の紛争を招きかねません。一方、世の中ではオープンソースソフトウェア、ウィキペディアなどオープンな協力によるイノベーションが起きており、コミュニティの知的活動が様々な分野で大きな成果を生み出しています。 そこで、特許審査プロセスにもこのような外部のコミュニティの力を取り込む施策が必要と考えます。例えば、ウェブ技術を用いて科学・技術・知財コミュニティと特許審査官とを結びつけるコミュニティ・パテント・レビューは米国に次いで我が国でも試行されましたが、その成果を踏まえコミュニティを育てる配慮を講じた上で、本格実施する必要があると考えます。その際、各国特許制度及びPCT制度等との整合性・補完性・相乗効果を考慮することが好ましいと考えます。 同様に、Linuxをはじめとするオープンソースソフトウェアはソフトウェア開発者コミュニティの知的活動の大きな成果であり、膨大な技術情報がオープンに蓄積されているものですが、これまでそれを先行技術として活用する取り組みは十分になされていませんでした。そこで、オープンソ
--	--	---

	ースソフトウェアを先行技術文献として利用しやすい仕組みを構築することが検討されるべきと考えます。 ・適切な保護の内容 一方、発明に与えられる保護の内容も、昨今のイノベーションの進展に応じて再検討されるべきと考えます。すなわち、高度技術の発展に伴い、特にIT市場の分野においては、その技術構造及び市場構造が差止請求権の行使により深刻な影響を受けやすい特質を有するものとなっています。かかる状況下、自らは製品・サービスの製造・提供等を行わない権利者が、権利の有効性が必ずしも明確でない知的財産権を投機的に利用し、その実施者から法外なロイヤリティ(事業差し止めリスク故、発明の対価として合理的に導き出される額よりも遙かに高額となり得る)を取得しようとする新たなタイプの権利行使態様(パテントロール行為等とも称されます)が出現しています。 この点、知的財産を活用したさまざまな製品やサービスが市場に提供され、その結果としてイノベーションを実現し、産業の発達を図るために付与される差止請求権が、かかる権利行使態様にもそのまま認められることが果たして合理的であるのか、又かかる権利の行使が当該分野のイノベーションの実現に果たして好ましいものといえるのかについての再検討がなされるべきと考えます。その際、差止請求権の行使が認められるための要件、差止請求権のない特許権の創設、広くライセンス提供の用意がある旨を宣言することによる特許料の減免制度等、諸外国での判例・議論・制度を参考にすべきと考えます。 <u>III 知的財産の活用</u> <u>III-1 知的財産の戦略的活用</u> ＜御意見の全文＞ 技術・サービスの高度化により、様々な国の様々な企業や大学が互いに連携してイノベーションを追求するオープン・イノベーションの重要性が増しています。また、昨今の世界経済の変化により、企業は益々事業の集中と選択を求められています。知的財産の戦略的活用も益々高度化しており、外部から知的財産を取得する、外部へ知的財産を提供する機会・方法も多様化しております。 このような状況において、知的財産の戦略的活用をサポートする政策の検討が積極的になされるべきと考えます。
--	---

・知的財産取引保護のための制度設計

オープン・イノベーションへの動きは、技術の高度化複雑化に伴い、グローバル・レベルでの水平分業化の流れへと進み、個別事業の分離・統合による企業間での事業再編が頻繁に生じており、これに付随した知的財産権およびライセンスの譲渡等の取引機会も著しく増加しています。法が当初想定した水準をはるかに超える規模の知的財産権に係わる取引が繰り返される現在の状況においては、個別の登録無しに契約に基づき既存ライセンスが保護される米国型保護制度の導入を検討するべきと考えます。

・特許コモンズの検討

特許コモンズは、権利者が特許権を保持しつつ、一定の条件のもと、広く第三者に無償で特許発明の実施を認める仕組みであり、特許プール等とは異なるアプローチでイノベーションを促進するインフラとなりうるものと考えます。例えば、環境関連の特許権をエコ・パテント・コモンズに提供（権利行使しない旨の宣言）することにより環境関連技術のイノベーションが促進されることが期待されます。このような特許コモンズをサポートする政策（例えば、コモンズ化された特許の特許料減免措置等）についても検討がなされるべきと考えます。

III 知的財産の活用

III-2 国際標準化活動の強化

＜御意見の全文＞

・オープン・スタンダード(オープンな標準)

高度に情報化された社会における情報システムは相互依存性が高く、社会における大量の情報に対して様々なソフトウェアを介してアクセスし、交換・共有し、利用していくことが、イノベーションの促進のために極めて重要となっています。このような状況下において、様々な情報の交換のために採用される共通のプラットフォームは、ソフトウェア相互間におよけるオープンな標準、すなわち具体的な仕様(特に IT の分野においては、インターフェース、プロトコル、データやファイルのフォーマット)の公開されている技術標準に即したものであることが、イノベーション実現のためには不可欠と考えます。

したがって、情報化の進んだ現在の社会においてイノベーションを阻害しないためには、オープンな標準に準拠して作り出された技術や製品

	が保持されつづける必要があり、オープンな標準を促進していくための施策が積極的に推進されるべきと考えます。 ・オープンな標準化プロセス オープンな標準を担保するためには、透明性の高い開かれた参画プロセス(標準化プロセスが特定の企業によってコントロールされるものであってはならない)が不可欠です。また、標準化団体における統治ルール of 進展、より公平でオープンな国際標準化団体のプロセス、会員規約、知的財産の取り扱いルールの明確化など、標準の透明性、公平性、そして質を視野に入れて、標準化プロセスの改革を促進するための施策も併せて積極的に推進されるべきと考えます。
--	--

「知的財産戦略に関する政策レビュー及び第3期基本方針の策定に関する意見募集」に寄せられた意見(個人)

(知的財産による競争力強化専門調査会関連分)

No.	意見
1	＜御意見の概要＞ 特許庁の IPDL による検索結果によって、個人情報暴露される事の改善を要望します。 ＜御意見の全文＞ 商標権を取得すると特許庁のデータベース(IPDL)に掲載されるようになりますが、このデータベースはインターネット上から匿名で誰にでも検索されるようになっている為、元厚生事務次官宅襲撃事件のように使用する事ができます。 実際に、私が商標権を取得した際も、営業妨害・脅迫・郵便物窃盗・その他沢山の誹謗中傷を受けたので、警察へ被害届けを出しても受理していただかず、特許庁へインターネットで検索した際の表示を停止する要望を行いました。とりあっていただけで、逆に引越しをすすめられました。現在の IPDL から個人情報にあたる部分を非表示とし、データベースと住基ネットを連携させて、閲覧の際に住基カードでの認証を行い、権利者から閲覧者情報を知る事ができるようにするような対応をご検討願います。
2	<u>Ⅲ 知的財産の活用</u> <u>Ⅲー1 知的財産の戦略的活用</u> ＜御意見の概要＞ これまで研究開発～事業化までのパラダイムがどのように変化して来たか、大学と企業との研究開発がどのような関係・位置づけ・役割になって来ているか、また知財の源泉が何処にあるかを明確に再確認し、全体のデザイン・運営に眼を配るマネジメント人材の重要性を意識した研究開発・技術移転の戦略を再構築する事により、産学連携の更なる発展という所期の目的が達成されるのではないかと問題提起し、今後の活動の参考にしていただければと提案したい。 ＜御意見の全文＞ 「産学連携活動の更なる発展を願って」(実務者の観点から) 大学の産学連携活動がなかなか進まない、期待されたほど成果が得られないと言われ始めている。例えば iPS 研究のような優れた、また注目される研究開発ではさほど工夫しなくても自力で産学連携も進むであろうが、それ以外の多くの一般の研究開発ではそれなりの仕組み等を充実させないとなかなかスピードが上がっていかないのではなかろうか。まずは成果

が上がらないと言われる原因について考えてみたい。

元来、大学研究成果の知的財産権化→企業への技術移転→事業化までの成功確率は運命的に小さいが、そのことが大学にもようやく認知され始め、やや膠着状態になっていることもあろう。しかし、それを割り引いてもスピードが遅いのは何か仕組み上に見落とされたか、または軽視されていることが有るのではないかと考え先ずは原点に立ち返ってもう一度技術移転全般について確認することとした。そこに産学連携再構築のためのヒントが隠されていることを期待して。

図-1 を見ていただきたい。大学の研究から企業の事業化に至る技術移転の全体を俯瞰したものである。従来の「キャッチアップ戦略時代」の全体図(図-2)と比較していただくと時代の要求の流れ、大学・企業の役割の変化がわかっていただけたと思われる。図-3 では具体的に何が変化したかについてまとめた。分野、業種によってかなりの形態差があるのは当然であるが、問題点の抽出のために、多少の違いには眼をつぶって、思い切って簡略化、共通化することにして作成したものである。

先ず、これまでは大学と企業とでは背景に流れる基本理念が違っていたのだから、大学の研究テーマが企業の求めるものと違っていたのは当然と言えば当然である。せいぜい教師と企業担当者の個人的な繋がりを経由して細々と大学の研究成果が企業に移転されていたに過ぎない。その基本理念が、時代の要請から大学・企業共有のものになってきたが、それでも基本理念により追及されるものは異なり、大学は大学の存在感アップ、ブランド化などによる経営維持～拡大を目的とし、企業はこれまでの新技術の主に海外からの「導入・模倣」戦略の破綻を前にして産業構造の再構築をねらったものであった。この基本理念の共有部分と異なる部分を先ずはもう一度確認しなければならない。

ところで新しい時代の全体図の中で、知財の源泉はどこにあるのだろうか。従来の方法では導入・模倣した技術の僅かな有意差を競って知財を形成すると言う、たいへん低コストでしかも効率の良い方法であった。知財後進国(基本技術特許)の日本にとってはおそらく最適な事業モデルであり、しかも模倣後にはずば抜けた「磨きあげ」技術の進歩が控えていたので、これを武器に欧米諸国と互角に競争することもできた。しかし反面彼らに強い警戒心と不信感を引き起こし、半導体技術等では訴訟にまで至った例が数多く有る。その後さすがの欧米諸国でもさほど基本技術特許が続々出るはずもなく、またガードも固くなり、そのうえかつての日本にとって変わる役割者として BRICS等の国が登場し、日本の産業は窮地に陥っていった。そこで90年代初めから21世紀初頭までのいわゆる「失われた10年」の大不況期に突入し、企業は最早「コストをかけずに、新しい基本技術を打ち立て、知財で守りながら、新製品等に結び付けて行く」以外に産業を再生する方法は無くなった。そこで救いの一つとして「産学連携強化」という分業方式が導き出されるわけである。この新しい方式では知財は、大学を主軸とする基礎研究の過程から、もう一つは企業を主軸とする進化・維持した磨き上げ戦略の過

程から供出されることになるわけである。

産学連携のスピードが遅い原因の一つとして、この知財の源泉について明確に分別して認識されていない、両者が混然としたまま認識されているという問題があるのではないか。産業再生の試みが当事者の企業の呼びかけから始まるというよりも、学や官の動きとして始まったために、やや実態とは少しずれた認識となってしまうかもしれない。即ち、経営危機に直面し待ったなしの改革の過程で行われた企業のパラダイムシフトに対して、存立の危機感にまでは至っていない官・学が、従来どおりの価値観を一部引きずったまま開始された過程で、おそらく「産業構造の再構築」が何を意味し、何を変え、何をしていけば良いかという全体像の把握が曖昧になってしまったものと思われる。

もちろん企業側にも問題がない訳ではない。企業も、時間がかかる、成功確率が低いことなどを理由に従来の認識から抜け出せずに、相変わらず研究開発の主力を導入・模倣戦略に依っている。図中の「デザイン B」の戦略があると言うものの、産業再生に必要な“基幹となる科学”の育成を支援し、そこから導かれる基本技術の獲得を重点目標とした戦略をとっているとは思えない(特に大企業)。未来を支える新技術体系の獲得に関しては、ただただ奇跡と幸運を待っている状態と言っても過言ではないだろう。

新しい時代の戦略として図-1のように、デザイン A、デザイン B に研究開発力を注力して行うことにより可能性の豊かな知財が、また差別化されたビジネスモデル等が生まれ、その過程で知財戦略、事業戦略も明確に認識されるようになり、グローバルに戦える条件ができることになる筈である。更には、その時々々の社会事情、他の科学技術等との予期せぬ連動からイノベーションに進展する可能性が出てくる訳で、いわばここまではイノベーションへのエントリー条件と考えられる。

そしてもう一つ、これまで最も不足し、認識されて来なかった思考体系が「研究開発マネジメント」ではないか。従来の技術移転はせいぜい模倣の範囲内で有ったため、開発製品の未来予測も比較的容易であり、特にマネジメント専門の役割は必要とされなかったのかも知れない。誰かが全体を眺めていれば済んでいたことと思われるが、これからの予測困難で社会的制約条件(義務)の多い時代には、研究開発テーマ全体の方針、目的などなどを各専門家集団に常に確実に伝え、調整し、コミュニケーションを図りながら、全体を前進させる役割のマネジメント人材は不可欠であると思われる。話はそれるが、最近の集合体における不祥事・犯罪等が多発する大きな原因として、時代背景が変化しているのにも関わらず旧来の価値観に基づいた対応策が取られ続けたためと、つまり時代に適合するマネジメント技術が不足していたことが大きな原因と考えられはしないだろうか。ことは研究開発の世界の問題だけではないように思われる。日本社会に圧倒的に不足している役割・技能であるので、今後時間をかけ、人材育成法のあり方についても探りながら、経営学、脳科学等全ての科学的知見を総動員

してマネジメントについての体系化およびその手法について確立していかなければなら
ないだろう。しかし既に活動中の産学連携の現場としては、当面今有る人材の中から
開発経験者など比較的広い範囲の情報を保有していると思われる人々にマネジメント
の役割を託すことから始めてはどうだろうか。大学・企業双方に研究から事業化まで全
体のマネジメントを一貫して意識する人間を配置し、その上で大学および企業のマネジ
メント候補人材がそれぞれの範囲でマネジメント業務を試行錯誤しつつ実行してみる以
外に方法はないのではなかろうか。しかも日本の将来の命運がかかっているので早急
に。時代はマネジメント人材を求めている。

以上の問題点をまとめて、結論としては

1. 関わっている研究開発テーマの位置付けを明確に区分して理解し、全体図の中で
その役割・意義を再認識すること。
2. そこから誘導される知財戦略、および事業戦略をその都度仮説化～実証（反復）
して行くこと。
3. 専門家等で構成された開発集団をマネージする人材の重要性を再認識し、マネジ
メント専任者を配置すること。（長期的なマネジメント人材育成法についての計画案
作成を含む）

により、産学連携活動は更に加速され、発展して行くことが十分期待されるものと考え
られるが如何だろうか。

なお、マネジメント手法が確立されるまでの業務を進める上での手がかりについて
は、当面マネジメント担当者のこれまでの経験・情報を含む職業的勘等に頼って進めて
みるしかないと思われるが、ご参考までに一例として、開発が決定されたテーマに関す
るマネジメントについての私案をイメージ図として作成してみた（図－4）。マネジメント
担当者の内部認識において、予定される新製品（またはサービス）の実質的価値を充
足させ、感覚的価値を惹起・誘導させることを目的に、その新製品の予想価値を、幅広
くまた応用可能な保有情報との間で自由自在に連想を往来（サーフィン）させて比較す
ることにより期待価値を予測する（いわば「マネジメントボックス」を透過させる）。次い
で、得られた期待価値に基づいて研究開発方針の追加・補正を行い、専門家等の研究
開発集団に伝達のうえ調和作業を行う、そして集団全体の明日からの向かう方向を決
めていく。この作業の積み上げ・重ね合わせを繰り返すことにより研究開発は効率的に
展開して行くことになると思われるが、判定精度を高めるための情報の種類・量・幅広
さ、ポイント部分の捉え方また個人の連想力、発想力などなど抽象的、多様で、曖昧と
いった極めて“人間っぽい”「知的思考形態」に関わってくるのではないかと。従って体系
化、手法確立までの難航が予想される訳であるが、一方惹かれる興味も大きく、またお
そらくその成否が今後の研究開発・技術移転事業の存在価値を大きく左右するものにな
るのではないかと期待して考えている。「先が読める研究開発ナビゲーター」としての
マネジメント人材が一日も早く育成・配備されることを望んでいる。

	以上 * ご指定のフォームでは図1～4の挿入が不可能です。ご指示があれば別途送信します。
3	<u>I 知的財産の創造</u> ＜御意見の概要＞ 国立大学等からの知財の海外への流失に対する対策の立案の必要性について ＜御意見の全文＞ 大学の承認TLOが増加して、大学教員の特許出願の増加、実施料収入の増加等の良好な結果が得られていますが、一方でパテントビジネスを世界レベルで展開するインテレクチャル・ベンチャーズ等が動き始めていることも確かである。 既にインテレクチャル・ベンチャーズは国立大学を含む複数の大学と契約をしたとのニュースが流れています。また理化学研究所も 360ip と 10 年間の長期契約を実施している。このようなパテントビジネスを展開する会社の狙いはあくまでも今後のイノベーションに係わる基本特許と思われます。 国立大学や研究機関の特許が海外に流失することになれば、大きな問題となり、日本の国益に反することになります。このような状況に対する状況判断及び対策が無いことは非常に遺憾に思われ、早急な効果のある対策の立案および法制化をすべきと思います。 <u>V 知的財産人材の育成と国民意識の向上</u> ＜御意見の概要＞ 知的財産管理士の有効活用とイノベーションに係わる重点特許政策について ＜御意見の全文＞ 知的財産推進計画 2008 年には知的財産管理技能検定の普及のことは触れられているが知的財産管理技能士活用については何等触れられていないのは甚だ不思議である。 また、弁理士の増員と質の向上があげられているが、現状では弁理士の第一義は特許の出願であり、個々の特許または関連した数件の特許について“特許を取る”を命題としているのが現状です。このような状況では技術の全体戦略を見て特許を取得するのは困難であり、この対策として知的財産管理技能士が必要になったと思われます。

	従って検定の普及のみではなく、知的財産管理技能士の活用についても具体的に検討すべきとおもいます。知的財産管理技能士の 3 及び 2 級は知財の知識の普及の面が強いと思いますが、1 級に関してはほぼ弁理士と同等の知財力があることは明白でありこの 1 級知的財産管理技能士を活用していないと思います。 以上から、日本の今後のイノベーションに係わる重点特許については下記代理人による出願と優先審査制度の活用を法制化すべきと思います。これより強い特許と日本の競争力強化になると考えられます。 イノベーションに係わる重点特許の代理人 1) 1 級知的財産管理技能士を有する弁理士 2) 弁理士と 1 級知的財産管理技能士の協業
4	<u>III 知的財産の活用</u> <u>III-2 国際標準化活動の強化</u> ＜御意見の概要＞ 世界で通用する(戦える)特許明細書を作るには、いまの日本特許明細書から翻訳をしていたのではダメです。今後の日本特許明細書は世界と互換性(言語の変換が容易)を持たせる必要が有ります。 ＜御意見の全文＞ 世界に通用する特許仕様書(明細書)をつくるべき〔知的財産化とは知的資産を文書化すること〕知的財産化とは、発明、ノウハウ、システム、製品といった知的資産を文書(Documents)にして書き残すことです。ただし誰もが理解できる平明な文書が求められます。知的資産が国や企業で共有、伝承され、「知」の生産に使われる必要があります(知的創造サイクルの基本)。ところが日本人は文書に対してあまりにも無頓着です。日本の知的資産を世界が必要としているのに、その知的資産が世界に伝わっていません。それは文書がお粗末であるからです。ではなぜ文書がお粗末なのでしょう。 1. 文書とは何か、仕様書とは何か、その意味を理解していないのでは？ 文書(Documents)とは自分の主張を事実を、受け取り手側(読み手)に理解してもらうために賛同 してもらうために、そして受け取り手側を味方につけるためのものです。仕様書(Specifications)とは全体の中の自分の位置をハッキリさせることで理解を得るためにあるのです。 2. 特許の理念が理解されていない？それとも無視されているのでは？ 特許の理念は世界の共通意識であっても、その経営は各国独自のはずです。しかし日本では何か誤解をしているようです。「特許権利は取りたいが、発明の内容は隠して

おきたい」なんて虫のいい話はビジネスの社会ではあり得ません。特許出願したからには発明を明確に開示する義務があります。開示したくなければ特許出願をせずに守秘すれば良いのです。これが世界共通の意識であると考えます。

3. 例えば「日本の特許明細書(請求項を含む)と米国のPatent Specifications(Claims included)は同じものではない」この基本事項を理解していないのでは？

米国のクレームシステムは境界型で主張するシステムです。つまり発明権利の囲い込みです。

日本は発明の本質だけをゴタゴタと述べ、肝心の囲い込みはされていません。自国の特許法に詳しい人の盲点は、自国の法の基盤にある原則は、他国のそれと極めて似ていると思い込むことです。

4. 日本では論理的に明確に表現することは嫌われる？

日本人は責任を明確にしたがりません。「分かり難く書くのが習慣？あるいは得意技の披露？あるいは単なる嫌がらせ？」でしょうか。いづれにせよ外国では隠す、曖昧に表現するはアンフェア、卑怯者、ルールに従わない野蛮人ということで、制裁が課せられて「当然である」という考え方があります。

5. 日本語の特性を理解していない？あるいは無知？

日本語とその文化が抱えている問題について考えたことがないのでしょうか。文化が言語を作り、言語が文化を育てるということに対して無神経です。だから英語との対比を視点として考える発想が生まれません。つまり日本人は外国語能力が低い(ハンディがある)、母語と比較検討することができないでいます。何でも日本語にして理解しようとするし、相手にもそれを求めてしまいます。

6. 日本人は論理的思考が身についていない？

文書を論理的に構成して作成する訓練も、文章を論理的に書く訓練も全教育課程において実施されていません。日本語文章で論理的に正確に明快に事実を記述し考えを記述することは可能です。他の言語と互換性を持った、つまり翻訳可能な「Open Japanese」は成立する筈です。

7. 特許明細書は発明(技術)の説明であり文明用語で事実を伝えるだけです。

そこには文化用語を使う必要ありません。「特許明細書は技術用語と法律用語を駆使したなにやら特殊で難しい物である」と言う誤解があるようです。{クレーム}を除けば特殊な文章は無い筈です。

〔このままで良いのか、「外国特許出願明細書の作成プロセス」〕

特許仕様書(明細書、請求項を含んで)を日本語で明快に世界標準を意識した文書構成(展開)で作成することです。文書の様式だけは外国式にしたが国内出願用に作成された日本語文章では、バイリンガルの神様でも英語に翻訳できないはず。何が記述されているのか意味がわからない文章は料理(転換)のしようがないことを翻訳

者は勇気を持って発信すべきです。「なぜ翻訳ができないのか」を、きちんと説明する責任が翻訳者にもあります。

1. .読んで意味不明の文書はビジネスの社会では「紙クズ」です。
2. 現状の「外国特許明細書の作成プロセス」では欠陥品の文書が必然的に出来あがるしくみになっています。
3. 日本語を日本語に翻訳するという「極めて愚か」な作業が強いられています。
4. 特許仕様書(明細書)の作成は言葉の遊びではなく言語の戦いでもあります。文書を重要視(品質管理)する文化が日本には必要です。
5. 諸悪の根源は、曖昧(ファジー)から生じ揉め事の起因です。また日本企業の知財担当者は特許係争の主観的な判決文のみに興味を示し、その文面に囚われるところにあるようです。どちらともとれる「言い訳」のつく文書は、グローバル社会では絶対に通用しません。

〔 結 論 〕

1. 初めから、その構成において「世界の特許仕様書」と互換性を持った仕様書を世界の主要言語(主に英語)文章との間で正確に転換できる明晰な日本語文章で発明提案書をつくるべきです。
2. 翻訳者はUS patent(但し、日本から出願されたUS patent公報はダメ)をお手本としてRevers Engineeringをかけて、英語の基本を勉強し直すべきです。そうすることで文書の論理的構成が学べ、抽象概念から具体的説明の流れがつかめます 更には科学・学術レポートの書き方を米国大学の「書き方教科書」から学ぶと良いでしょう。翻訳における「言語の問題」に正面から取り組めば、特許英語の翻訳は実にやさしいことがわかります。なぜなら技術の説明は汎用的なもので「文才」は必要としません。要するに技術の説明を、事実をわかりやすく説明すれば良いだけです。
3. 「Japanish」から中国語への翻訳は神様でもできません。現在中国特許出願の翻訳は惨憺たる状況にあります。ほとんどが権利書として役立っていないことは保証つきです。悪の中核はもともとの 日本語にありその日本語をいいかげんに翻訳した奇妙な日本人しか読めない「Japanish」にある わけです。
4. 日本は「製品」の品質では世界の頂点に立っています。しかしそのことを説明するための「文書」の品質については誰も改善しようとはして来ませんでした。今こそ、翻訳者が先頭に立って改善に取り組むべきだと思います。
5. 発明を明確に記述して開示することをしなくては、国内でも海外でも、特許出願は止めるべきです。なぜなら、特許の理念に反する行為でもあるし、また、意味不明な文章は、はた迷惑でもあります。
6. 「クロスライセンス」及び「公知資料」としての特許出願が目的で有れば、曖昧で分り

	にくい文章が何かと便利でしょう。しかし曖昧は日本だけが通用するものでグローバル社会では「白か黒」しかありません。其れが彼ら(日本人以外)の思考です。 7. 世界で通用する(戦える)特許明細書を作成する、しないは各企業の自己責任と思います。しかし日本の知的財産を強化し保護するには国(特許庁)の指導もある程度は必要かと思います。 8. 意味不明の特許明細書が及ぼす経済的損失は膨大です。例えば ①特許庁の審査が非効率②先行技術調査の手抜き③研究開発の重複④学生の技術離れ⑤ライセンス収入が得られない⑥特許訴訟の餌食になる⑦侵害を排除出来ない⑧機械翻訳が出来ない⑨人間翻訳で誤訳が出る⑩日本人の知性が疑われる・・・等 9. やはり、意味不明で難解な文章は「意味不明」あるいは「文章エラー」で出願人へ差し戻さない限り修正されないと思います。 10. 終わりに、知的財産のグローバル化を唱えるならば「言語」と言う本質的な問題点を避けては通れないと思います。ぜひ、この問題を取上げて欲しいです、お願いします。 (以上)
5	<u>Ⅲ 知的財産の活用</u> <u>Ⅲ－1 知的財産の戦略的活用</u> ＜御意見の概要＞ 請求項をコンピュータが理解可能になるように変換または記述し、請求項をさまざまな技術的問題解決のための知識情報として推論や合成や適用に使えるようにすべきです。 ＜御意見の全文＞ 知的財産の中の中心である特許情報を単なる先行技術文献や、権利書としてのみ活用するのではなく、イノベーション創造の基盤として活用すべきです。請求項は、発明の目的に記述されている目的を達成するための技術的な手段をコンパクトに記述したものです。これは、見方を変えと、「IF 目的＝A THEN 手段＝B」というルール型知識情報とも言えます。そして、目的であるAおよび手段であるBのそれぞれがコンピュータに理解可能な形式で記述されるならば、自動的な推論や合成や変換の対象となりえる知識情報として活用できます。特に、手段を示す請求項を請求項記述言語で記述することが重要です。これは、日本の新たな産業基盤となります。 <u>Ⅴ 知的財産人材の育成と国民意識の向上</u>

	<御意見の概要> 弁理士試験に合格しただけで知財実務の経験の無い社内弁理士が増加し、社内の知財業務や知財組織に大きな悪影響が出ています。 <御意見の全文> 特許公報を読んだことも無く、明細書を書くこともできず、侵害鑑定も無効鑑定もやったことも無いが、学生時代に弁理士試験に合格したり、入社して社内研修期間中に弁理士試験に合格して、弁理士資格を得る者が増えて、社内の知財業務や知財組織に大きな悪影響が出ています。具体的には、日々の知財業務の手を抜いて、弁理士試験の受験勉強に励むほうが良いという風潮を助長していること、発明者からていねいに発明内容を聞き出すことをせずに、単に書類上の不備や公知文献との比較にだけ基づいて、新規性や進歩性が無いとして、発明を酷評して発明者に突き帰すようなことをして、研究開発者などの発明意欲を阻害するような対応をする者が増えています。これらの悪影響の根本原因は、弁理士試験が明細書作成能力、鑑定能力、意匠や商標の類比判断能力というような知財実務能力を全く問わず、単に知的財産権法の知識と受験テクニックだけを問う試験になっていることにあると思います。また、知的財産業務で所属する会社や社会に貢献しようという意欲が全く無く、単に知的財産権法の知識をひけらかすだけの弁理士資格者も増えています。明細書作成試験、侵害鑑定実技試験などの実技試験を受験科目に加えることが必要と考えます。
6	<u>全体</u> <御意見の概要> 次の「知的財産戦略基本計画2009」には、具体的なマニフェストを明記すべき <御意見の全文> 知財戦略に関する政策は小泉首相当時から続けられていて、内閣府主導ということになっていますが、これまで首相が3回変わっていて、それぞれ政策が異なっていたにもかかわらず、この知財政策は変化無しで続けられて来ています。 それぞれの内容に沿って、パブリックコメント、参考人招へい、内閣府の対話集会などを行って、見かけは公平に進められ、成果が出ているように見えますが、実態は経済産業省の官僚主導で進められ、1990年代に行われてきた種々の政策に対して、矛盾をきたさないためにはどうしたらよいか、今後の知財政策で官僚の天下り先を探し、その天下りが国民から批判されないためには、「見かけ上どのような産業形態にすべきか」という論議になっていて、実際の産業の現場の人間が直接抱えている問題に関する決定的な解決策を提示できていません。

	私を含めて多くの産業界の人間や国民は、この問題に気が付きはじめています。具体的には「放送局でスポンサーから多額の費用をもらっているにもかかわらず、番組制作を下請けに出している場合などの、支払い実態の開示要求 を国会で喚問する」など、根本的な改革はまだ全く行われていません。 一方で、JASRAC の改革など「信託業法改正による、楽曲の部分信託を可能にした」あるいは「理事の天下りを無くした」など、現場の組織は、本当の直接的な改革をしています。 次の知財戦略基本計画では、具体的なマニフェスト（何という制度のどの部分をいつまでに法改正する。もし出来なかった場合は、どうする。出来た場合は、どのような効果がある。さらに、その効果は本当にあったのかを事後検証するという具体的な内容と、誰がこの改正を立案し、もし不成功の場合、誰が責任を取るのか...）を、計画内容に文面として盛り込むべきです。 <u>IV コンテンツを活かした文化創造国家づくり</u> <u>IV-1 コンテンツの創造・流通の促進</u> (略) <u>IV コンテンツを活かした文化創造国家づくり</u> <u>IV-3 日本ブランド(食・地域・ファッション)の振興</u> (略)
7	<u>I 知的財産の創造</u> ＜御意見の概要＞ 戦略の重点事項として、「医療行為の特許性に関する審査基準による制限の撤廃と権利制限規定の新設」、「安全性を課題とする遺伝子組換え食品の創造」および「知的財産のインターネット・オークション市場育成による個人創造の促進」の3項目を強調されることを要望します。 ＜御意見の全文＞ 1. 「医療行為の特許性に関する審査基準による制限の撤廃と権利制限規定の新設」要望について 1-1 わが国では特許審査基準によって、「人間を手術、治療、診断する方法」は「産業上利用することができる発明」に該当しないと解釈し、医療機器および医薬自体は物で

あり、「www機器自体の作動方法」(医師の当該機器による治療行為の方法を除く)は「人間を手術、治療、診断する方法」に該当しないが、医師が当該機器を操作して治療する行為の方法は特許性を否定されています。

しかし、既に重点特許戦略対象とされている誘導多能性幹細胞(iPS)による再生治療においても、例えば、「iPS 細胞を分化して得られた神経細胞をヒトに移植する方法」は特許対象外と明示されております。

1-2 一方、米国や豪州では手術方法、治療方法、診断方法のいずれも特許対象と法定(特許対象規定および審査基準において特許付与対象から除外しない)し、例えば米国特許法第 287 条「Limitation on damages and other remedies」のc項において、「With respect to a medical practioner's performance of a medical activity that constitutes an infringement, the provisions of remedy for infringement of patent shall not apply against the medical practitioner or against a related health care entry with respect to such medical activity」と明定して、先端治療行為の特許対象性と公益保護のバランスを保持している。

1-3 よってわが国においても国際競争力確保と国民福祉ため、同様効果の法制を緊急に整備すべきである。

2. 「安全性を課題とする遺伝子組換食品の創造」について

2-1 省エネ・新エネ製造ための食用競合資源の大量消費、新興国・途上国の人口増加に対処して、遺伝子組換による食品の低コスト・大量生産を促進することが人類福祉ため急務である。

2-2 しかし、既存遺伝子組換食品について、安全性認識の確立が不十分であるため、普及が妨げられている。発明の課題に「安全性」を示す遺伝子組換食品の創造を、特許付与によって促進することを重点戦略として明示すべきである。

3. 「知的財産のインターネット・オークション市場育成による個人創造の促進」について

3-1 内閣知財戦略本部発足以来、知的財産の評価方法の確立を戦略事項として掲げてきたが、定性的評価はできても、定量的評価方法については、多様な提案を総合勘案しているに過ぎない。

3-2 特に米国に見るように個人発明の盛行を刺激するためには、知的財産のインターネット・オークションの市場を助長し、その創造を換価可能性によって刺激すべきである。

IV コンテンツを活かした文化創造国家づくり

IV-1 コンテンツの創造・流通の促進

	(略)
8	<u>Ⅱ 知的財産の保護</u> <u>Ⅱ-2 模倣品・海賊版対策の強化(コンテンツを除く)</u> ＜御意見の概要＞ 知的財産保護を目的としてダウンロード違法化と著作権侵害の非申告罪化について。 ＜御意見の全文＞ インターネット上に存在する著作権者に無許可の著作物を閲覧した場合、これを「ダウンロード」と見なし違法化、そして著作物を著作権者に許可 無く二次創作する事を非申告罪化する事は動画公開サイト等のよって数万 の閲覧者を犯罪者にしてしまう上に、二次創作による知的財産の創造を 侵害します。あくまで著作権侵害は著作権者と侵害したとされる者同士の 問題とすべきです。 <u>Ⅲ 知的財産の活用</u> <u>Ⅲ-3 中小・ベンチャー企業への支援</u> ＜御意見の概要＞ 日本の知的財産創造者の冷遇について。 ＜御意見の全文＞ ジャパニメーションとまで言われ、世界一と称される日本の動画製作ですが その現場は平均年収 100 万円という薄給で、生活すらままならない状況と 聞きます。個人作家や画家でなく、企業に属していてこの有様。このような 創作者の労働環境の改善こそ急務ではないでしょうか？ <u>Ⅴ 知的財産人材の育成と国民意識の向上</u> ＜御意見の概要＞ 根拠無き表現規制へついて。 ＜御意見の全文＞ 近年マスコミによって根拠無き創作物による悪影響論が流布され、特に科学 的根拠を持たず単なる提唱者の学説に過ぎないばかりか学会で否定されて いる「ゲーム脳」など最たる例です。 更には、児童の保護を目的として掲げても根拠無き表現・言論の自由を 侵害しようとする人たちの国際会議がブラジルで開かれ、被害者無き絵画

	や文章すらをも児童の性的搾取行為、すなわち児童ポルノとして閲覧すら 犯罪化しようなどという結論を出したと聞きます。 同会議に参加し、積極的悪影響論を述べた日本ユニセフ協会等、日本の団体では文化を破壊してでも表現規制をと述べているそうです。「悪影響」などという根拠無き規制目的など創作への障害でしかありえず、彼らは 国際的に評価を得た作品にも規制を求めています。日本の知的財産がここまで成長したのは国際的に表現や言論の自由という重要な人権が認められているからです。国連の提言でも表現や言論に国境無しを謳っています。 人権の保護の為の人権侵害という美名に隠された感情論を政策に乗らないようお願い申し上げます。
9	<u>その他</u> ＜御意見の概要＞ 出願公開を通じた技術流出（特に海外への）の防止に関する提言です。 ＜御意見の全文＞ 日本特許庁のHPで出願公開された特許出願等の技術内容を諸外国、特にアジア諸国の企業等が流用しているケースが多いと言われおりますが、このような場合、その国で当該技術が権利化されていなければ、法的には全く問題のない技術流出が生じていることになります。一方、このように公開される出願の中には審査請求すらされないものや、国内での権利化のみにとどまるものも多いと考えられます。特許法の趣旨からすれば、このような公開もさらなる発明を奨励するものであり、重複研究を防止するものであるということになるのでしょうか、グローバルな企業間競争における知的財産の価値の増大、資源に乏しい我が国における知的財産の位置づけ等を鑑みた場合、出願公開を通じた海外への不要な技術流出は大きく国益を損なうものと考えられます。そこで、本来は各出願人の判断に委ねられるべき出願管理に関する事項ではありますが、特許庁等の行政側の業務として以下の二策を提言させていただきます。 1. 出願から1年程度経過時点で、当該出願を基礎とする外国出願の有無を確認し、外国出願のないものについては（但し下記2の対象となるものを除く）、HPでの出願公開は止めて、例えば特許庁等でのマイクロフィルム等による縦覧のみにとどめる。 2. 出願から1年程度経過時点で未審査請求案件について審査請求予定を確認し、その時点で審査請求しないことが決まっているものについては、出願取り下げを勧奨する。 以上
10	<u>全体</u>

<御意見の概要>

基本方針において、文化庁のような利権官庁に轡をはめ、知財の規制緩和のイニシアティブをきちんと取るとし、かえって各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、知財本部とその事務局は速やかに解散するとするべきである。

<御意見の全文>

最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、今までの知財計画を見ても、このような本当に政策的な決定は全くと言って良いほど見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということを、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。

今まで通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、基本方針において、知財本部とその事務局は、自ら解散するしてもらいたい。そうでなければ、是非、各利権官庁に轡をはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。

特に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定してもらいたい。（これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえるなら、それに超したことはない。）

インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待する。

Ⅱ 知的財産の保護

Ⅱ-2 模倣品・海賊版対策の強化(コンテンツを除く)

	<御意見の概要> 模倣品・海賊版拡散防止条約の検討で、プライバシーや情報アクセスの権利といった基本的権利を守るとする条項を盛り込むよう日本から各国に積極的に働きかけてもらいたい。 <御意見の全文> 「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)(仮称)について、そのような条項がよもや真面目に検討されることはないと思うが、もしどこかの国が、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設することといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るとする条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけてもらいたい。 <u>IV コンテンツを活かした文化創造国家づくり</u> <u>IV-1 コンテンツの創造・流通の促進</u> (略) <u>IV コンテンツを活かした文化創造国家づくり</u> <u>IV-2 コンテンツの海賊版対策</u> (略)
11	<u>全体</u> <御意見の概要> 知的財産戦略全般における行政書士の活用について。 <御意見の全文> 知的財産権の専門家である弁理士は、絶対数が少なく、地理的偏在も著しい。しかも、主たる業務は、産業財産権の権利化に重点が置かれ、個々の弁理士においては、産業財産権のうちの一部にしか手が回っていないのが現状である。 それに比べ、行政書士は、全国各地に事務所を構え、行政との橋渡しを主に地域に密着した存在として活躍おり、産業財産権以外の知的財産権(著作権、種苗法における育成者権等)の登録手続を行い、産業財産権を含めた知的財産権の流通に必要な

	諸手続(実施権の登録、紛争予防となる契約書の作成等これらは本来的に全て行政書士の独占業務である。)を行っている。 上記の現状を踏まえ、知的財産戦略を概観すると、知的財産の創造における産学官連携、知的財産の保護における紛争処理・模倣品対策、知的財産の活用における地域振興、地域ブランド戦略、知的財産専門人材の量的・質的拡大等全般において、行政書士の担うことのできる分野が多数あることに気づかれることと思う。 以上のことから、知的財産戦略の早期実行のためには、行政書士を大いに活用すべきものとする。 現在ある戦力と今から作る新たな戦力、どちらを活用する方があらゆる面で有効であるかは自明の理であることに気づかれることを願う。
12	<u>Ⅱ 知的財産の保護</u> <u>Ⅱ-1 知的財産の適切な保護</u> ＜御意見の概要＞ 短すぎる場合、またはその音声・動画が直接企業名や商品名を惹起させない物については認めないでください。言葉や実在風景は、基本的に『パブリックドメイン』ですよ。 ＜御意見の全文＞ 【音声、動画の商標登録】短すぎる場合、またはその音声・動画が直接企業名や商品名を惹起させない物については認めないでください。言葉や実在風景は、基本的に『パブリックドメイン』です。それと殆ど変わらない物に占有者を認めると、知財ヤクザが売られているコンテンツの作者に因縁をつける為に、『殆どパブリックドメインの素材と変わらない』コンテンツを大量に作りますよ。 <u>Ⅱ 知的財産の保護</u> <u>Ⅱ-1 知的財産の適切な保護</u> ＜御意見の概要＞ ・私的録音録画補償金は廃止の方向で。・消費者にバックアップ権を。 ＜御意見の全文＞ 【私的録音録画補償金について】ハードディスクみたいな物理的記録媒体にしろ、RAMディスクみたいな仮想的記録媒体にしろ、自作物の保存・利用のみに使用することを証明する為には、個人情報や会社の機密物件を著作権の管理団体の係員に見せなければなりません。そこまでして保証金を返してもらう人はそんなにいませんし、現に一人しか居ないじゃないですか。私的録音録画補償金はまさに「百害あって一利無し」。廃止すべきです。

【コピーコントロール・バックアップについて】再生機械も記録媒体も、形あるのものはいつか必ず壊れる物です。しかもメーカーは自己の利益のみを主張して、消費者に対する《供給保証の義務》を果たしていません。壊れるたびに中の著作権物を新しく買わせる事、すなわち著作権利用料を徴収する事は「権利の乱用」そのものであり、消費者の権利を不当に侵害しています。再生機器の消滅、記録媒体の破損による著作物の消失を防ぐ為のバックアップは消費者の権利を守る為の「正当防衛行為」です。よって消費者側の複製権、デジタル機器の保守・修理時における一時的固定及び複製権の拡大、そしてこれらを保証するためにコピーコントロールの禁止を要求します。

Ⅱ 知的財産の保護

Ⅱ-1 知的財産の適切な保護

<御意見の概要>

・現行の保護期間は長すぎる。作者・関係者の新作製作・旧作管理に対するモチベーションを持たせるためにも短縮が必要。

<御意見の全文>

【著作権の保護期間延長】今から 50 年前の著作物で、今でも商品価値がある著作物って一体どれだけあるんでしょう？ 今から 50 年前の著作物で、今でも文化的な価値がある著作物って一体どれだけあるんでしょう？ その前に、原稿・原版の生存率ってどのくらいなんでしょう？ それに、過去の作品から入る印税に満足したのか完結していない作品を多数抱える作者が結構います。作品を完結させないまま放置するという事は、建築物や製造機械で言ったら未完成で引き渡したも同じ事です。普通、こんなことをしたら一体どんな目に遭うでしょうね。作者・、関係者の新作製作・旧作管理に対するモチベーションを持たせるためにも著作権を主張できる期間は発表後、または最終刊発行後 10 年に引き下げるべきです。

Ⅱ 知的財産の保護

Ⅱ-2 模倣品・海賊版対策の強化(コンテンツを除く)

<御意見の概要>

プロすら騙しおおせるものをどうして素人に見分けられるか。無茶言わないで。

<御意見の全文>

【模倣品・海賊版取り締まりから見た商標・意匠・権等侵害の非申告化、ならびに個人に対する取り締まりについて】まず海賊版についてですが、一般人は精巧に作られ

た海賊版を見分ける事なんか出来ません。なぜなら、その品に対して深い知識を持ってる一般人はいないからです。だから売主に「これは本物」と言われたら、素直に信じるしかないのが現実です。次に模倣品についてですが、こっちなんかもっと判りませんよ。「その道の達人」って言われてる人でさえ、時として模造・模倣品を掴ませられる事がありますから。ましてや一般人や警察じゃ余計区別できないでしょう。善意の第三者たる消費者を、混乱と疑心暗鬼に陥れるだけの『模倣・海賊版所有の犯罪化』には反対です。

IV コンテンツを活かした文化創造国家づくり

IV-1 コンテンツの創造・流通の促進

(略)

IV コンテンツを活かした文化創造国家づくり

IV-2 コンテンツの海賊版対策

(略)

IV コンテンツを活かした文化創造国家づくり

IV-3 日本ブランド(食・地域・ファッション)の振興

(略)

V 知的財産人材の育成と国民意識の向上

<御意見の概要>

国民に他人の権利を尊重しろという前に、自分の権利が尊重されていると国民が感じてなきゃ無理。

<御意見の全文>

衣食足りて礼節を知る。国民(他国民でもそうだけど)に他人の権利を尊重しろという前に、自分の存在や権利が尊重されていると国民に感じさせる施策が必要でしょう。誰かに大事にされなかった人間が誰かを大事にする事が出来なかったって話は、鑑別所や刑務所でよく聞く話でありますからね。少なくとも、一方的な言いがかりで思想・趣向を否定される世界では絶対に感じられませんよ。

	<u>その他</u> (略)
13	<u>Ⅲ 知的財産の活用</u> <u>Ⅲー3 中小・ベンチャー企業への支援</u> ＜御意見の概要＞ イノベーションの推進には、知財支援人材の育成が不可欠であり、その一翼を担う地域の知的財産管理技能士の活用と育成を進めるべきである。 ＜御意見の全文＞ イノベーションの推進には、知財支援人材の育成が不可欠であり、この一翼を知的財産管理技能士が担うべきものと考えますが、制度スタート年でいまだこの資格の取扱いが不十分なので提言します。特許庁の本年度の地域における知財支援人材の育成事業は全国規模の企業OBの知財専門人材に特化したデータベース作成を目指し、大企業の経験者しか対象としていません。(財)北海道中小企業総合支援センターの対象者は、知的財産管理技能士は対象外です。経験に頼るのではなく、相当の知識を有する者も対象に地域の知財支援を進めるべきです。 <u>Ⅴ 知的財産人材の育成と国民意識の向上</u> ＜御意見の概要＞ 知財立国の推進のため一翼を担うべき知的財産管理技能士の活用を進め、推進体制を構築すべきである。 ＜御意見の全文＞ 国、公共団体、企業が知的財産管理技能士の役割を重視する施策を取り、知財支援人材の制度的保障策をとり、間接的にイノベーションの推進に活用することが効果的である。稚拙かも知れませんが、具体的には次のことを提言します。 ①知的財産に関する人材はどの分野にあっても不足がちであるため、その評価はまちまちです。国家公務員の給与上、調整額等の手立をし相当の評価をすることにより、よりどころや指標として機能し、雇用の確保を図ることができます。 ②国立大学の産学連携組織に弁理士のほか知的財産管理技能士を位置づけることにより、単なる共同研究から知的財産創造までのしっかりしたサポート体制を作ることが

	できます。 ③公立大学、私立大学は公教育機関であるが故、国の資金により運営がまかなわれています。知財立国を目指す目標上、大学の果たすべき役割を適格に進めるため公立大学は地方交付税の単位費用において、私立大学は大学助成において、それぞれ弁理士、知的財産管理技能士の加算を行なうこと。この場合、各々の総額を単に増やすのではなく、配分の基準として採用することができ、誘導施策をとることができます。 ④企業の税制措置として、弁理士、知的財産管理技能士の優遇措置をとること。
14	<u>全体</u> ＜御意見の概要＞ 全体に米国による年次改革要望書に基づきその中でも与党に都合の良い内容を事前に結論ありきで論じており、米国民及び一部のステークスホルダの利益を最大化し日本国民の利益を無視した内容となっている。これは問題である。 ＜御意見の全文＞ 知的財産権はそもそも地代と同様の“不労所得”に繋がる権利であり、法学的にはその権原は弱く、世界的にも我が国でも人権とは別個に個別法を用意して特別に保護をせねば根拠が存在しない程度の権利である。 世界的に(知的財産権の所持者はその不労所得性から大量の資金＝権限を有している事が多く、ロビー活動も容易であることから)知的財産権の更なる強化を求める声が強いが、いわゆるレッシング教授らによるコモンズを代表とする、それに反対する声も実際には極めて大きいのが事実である。 工業製品に関しては国際競争力の問題もあるため保護主義になりがちだが、実際に保護主義に走った場合は特定企業が利益を独占するのみで国益には必ずしも結びつかないことは学術的にはすでに結論がでている。 むしろ国際競争力を強化するには(常に活力を要求される)新しい分野への資金供給や法的規制の緩和こそが重要であり、米国や英国など V 字型の経済回復を実現した国家は全てそういった政策を採っている。 従って他国が逆の製作を採れば自国の利益になるのは当然のことであり、米国の年次改革要望書もその範疇にある。きちんとした論議や国民の声を無視した結論有り気の論議は、国益を大きく損なうことを前提として理解すべきではないか。 また、警察庁主導の“有害情報”規制が再三登場するのも問題である。 一般に“有害情報”は“違法情報”と対とされ、「違法ではないが有害である情報」といった用法で使われる造語である。 しかし情報は常に主体にとって透過的であり、情報そのものが物理的に何らかの影

響を及ぼすといった主張は、いわゆる祝詞や魔法の呪文の類を現実視する類の稚拙な意見である。

精神的な影響を主張する者も多いが、「特定の情報が人間の精神に付加逆かつ重大な影響を与える」とする、いわゆる弾丸効果仮説は学術的には否定されており、現在は「人間は全ての情報から微弱で可逆的な影響を受ける」とする限定効果論が支持されている。

即ち“情報”自体はなんら影響力を持たず、それによる影響は情報を受ける主体の側の解釈によって決まる。例えば言語圏の異なる、互いに同じ言葉を理解しない相手に対しては、互いにどんな罵倒も賛辞も効果を持たない。

従って情報の有害性は“法こそが定める”ことになり、我が国では例えば児童ポルノなどは発信それ自体が違法とされており、刑法 230 条なども同様である。

真に“有害”であると看做せる情報とは個人の人権に対する解釈を元に法が定めるものであり、逆に言えば“法が禁止していない”情報は“害が認定できない“単なる情報”である。

即ち、有害情報＝違法情報であって、違法情報とは別個に有害情報なる造語を用いる事自体が、非科学的な妄信に基づく意見に過ぎない。

“害が無いただの情報”であるにも関わらず、それを“有害情報”と誹謗することは、実際に“有害情報”とされる情報の発信者、仲介者、受信者の全員を誹謗中傷する重大な人権侵害である。

よって公文書からはその文言を即刻削除し、利用も原則禁止すべきである。

Ⅱ 知的財産の保護

Ⅱ-2 模倣品・海賊版対策の強化(コンテンツを除く)

<御意見の概要>

模倣品・海賊品版と称される内容が特定の著作権者に極端に有利に解釈されており、その強化も同様に特定の権利者の権利強化のために用いられており問題である。

<御意見の全文>

模倣品・海賊品版と称される内容について、あまりにも恣意的解釈が強く問題である。例えば“海賊版”なる文言は法的には明確に規定されていないが、私が内閣府に問い合わせた範囲では“著作権法により著作権者が利用許可を明示していない製品全て”といった返答となっている。

この解釈ではいわゆるオープンソースを利用したりナックスの販売すら違法であり、逆に違法で無いとするならば他の“海賊版”を取り締まる事は恣意的解釈であって、法の一般的・抽象的法規範を無視した極めて異常な事態である。

	また、我が国のコンテンツビジネスの根底を支える重大な市場の一つにパロディ(二次創作)市場が存在するが、現行の著作権法ではこれらを保護を行っておらず、逆に一次作者の権利保護のみを想定した構造となっている。 これにより一次作者が自らの利益のために二次創作物を恣意的に制御しようとする事例が散見される。 本来であれば著作権法を全面的に改正し、仏国などと同様に二次創作物の製造販売を許容することでコンテンツビジネスの隆盛を図るべきであるが、現状では旧来の著作権者の声が大きすぎて全く議論として成立していない。 これらの事例から、少なくとも“模倣品・海賊版”の定義を“工業製品”であり“正規品との錯誤を狙って製造されたもの”といった厳密な定義を設け、対象を制限すべきである。 <u>Ⅳ コンテンツを活かした文化創造国家づくり</u> <u>Ⅳ-2 コンテンツの海賊版対策</u> (略)
15	<u>Ⅴ 知的財産人材の育成と国民意識の向上</u> ＜御意見の概要＞ 他士業との関係で、弁理士業務に含まれるか否か疑義が生じる範囲につき、明確にすることを検討して頂きたい。具体的には、 (1)著作権の登録手続きのための書類作成業務、および (2)種苗法上の出願手続きのための書類作成業務、である。 ＜御意見の全文＞ 平成12年の新弁理士法制定以降、平成14年・17年改正により、弁理士の扱うことのできる業務範囲が拡大した。これにより、従来の工業所有権(特実意商)の出願手続き業務のみならず、他の知的財産権関連業務に関しても、取り扱うことができるようになっている。知的財産権の保護がますます重要になる中、よりユーザーの要望に応えることができる環境が整えられており、非常に有意義な改正だと考える。 一方、他士業との関係で、弁理士が扱ってもよいのかどうか不明確な部分がある。それは、1)著作権の登録手続きのための書類作成業務、および(2)種苗法上の出願手続きのための書類作成業務、である。 これは、行政書士法との関係で、問題となる。すなわち、行政書士法では、「官公署に提出する書類の作成」が行政書士の独占業務となっているのである(行書法1条の

2、19条)。そのため、弁理士が扱うことのできる業務範囲に属するのか、疑義が生じる。このことにより、依頼人は当該業務につき弁理士に依頼してよいものか迷い、弁理士もまた業務を引き受けてよいものか迷う、という場合もあるであろう。

この点において、弁理士は、こういった知的財産に係る書類の作成および提出代行に関しては、弁理士試験や登録後研修等により、一定の能力担保がなされていると考えられる。

弁理士が他士業関連法に抵触するか否か疑義を抱くことなく、安心して上記業務を行うことができるよう、弁理士法に上記業務につき規定していただくことを、検討して頂きたい。また、これにより、ユーザーにとっても、これらの業務に関し、安心して弁理士にまかせることができる環境が整うはずである。

V 知的財産人材の育成と国民意識の向上

<御意見の概要>

引き続き、適切な能力担保および、慎重な議論を踏まえた上で、弁理士の業務範囲の拡大につき、検討を行って頂きたい。

具体的には、不正競争防止法2条1項10号11号関連業務や、著作権関連業務、種苗法上の手続きなどが挙げられる。特に、著作権関連業務に関して、業務範囲の拡大につき検討して頂きたい(例えば、訴訟において補佐人となること)。

<御意見の全文>

新弁理士法制定以降、平成14年・17年改正等により、弁理士の扱うことのできる業務範囲は拡大している。これにより、知的財産権関連の業務に関しては弁理士が広範囲にわたって関与することが可能となっている。これらの改正は、ユーザー保護の観点、あるいはユーザーの利便性の向上という観点から高く評価できるであろう。今後も、不正競争防止法上の手続きや著作権、種苗法関連業務につき、業務範囲の拡大を検討して頂きたい。

具体的には、

- (1)不正競争防止法2条1項10号11号に関する業務、
 - (2)著作物に関する権利に関する事件について、裁判所において補佐人となること、および、共同訴訟代理、
 - (3)種苗法上、品種登録を受けるための各種手続き(拒絶された場合の不服申し立て等)、
- などがあげられるであろう。

とりわけ、著作権法が関係する事件は、インターネットの普及や情報通信機器の発達により、今後ますます増大することが予測される。その反面、自己の著作権が侵害さ

	れながらも、適切に対応することができない著作権者も増えることが予測される。弁理士が著作権関連事件に関与することができる範囲が増えることにより、ユーザーにとって相談しやすい環境が整備されていくものと考えられる。 また、弁理士の中には意匠や商標等の業務を中心に扱う、いわゆる文系弁理士も数多くいる。現行制度上、どうしても弁理士に対する需要は、特許等を扱う理系分野に偏ってしまう傾向にある。逆に言えば、文系弁理士が活躍できる場というものは、理系弁理士ほどは多くない、というのが現状である。そのため、より文系弁理士に活躍できる機会を与える意味においても、著作権法における業務範囲の拡大につき、検討して頂きたいと考える。 なお、業務範囲の拡大にあたっては、弁理士の能力担保について慎重な検討を要して頂きたい、とも考える。やみくもに業務範囲を拡大することは、能力担保が不十分な者が業務に関係する可能性を高めてしまうことにつながる恐れがあり、ひいては、ユーザーに不利益を及ぼす恐れがある。 今後も、ユーザーの保護および利便性を第一に考えた政策を実現して頂きたい。
16	<u>V 知的財産人材の育成と国民意識の向上</u> ＜御意見の概要＞ 任期付審査官にも再就職に関する規制等の導入を内容とする「改正国公法」が適用されるとすると、任期付審査官の民間企業等への再就職は困難となる。「知的財産人材育成総合戦略」に記載されるように、任期付審査官を知的財産人材として活用するのであれば、民間企業等への再就職を促進する法等を整備すべきである。 ＜御意見の全文＞ 任期付審査官の知的財産人材としての活用について 任期終了後の任期付審査官を知的財産人材としての活用するために、「知的財産推進計画2005」では、「任期付審査官は、特許審査の経験を有する貴重な人材であることから、2005年度に中小企業支援など任期終了後の知的財産人材としての具体的な活用方策を検討し、その結果を明らかにする。」 これを受けて、知的創造サイクル専門調査会では、「知的財産人材育成総合戦略(2006年1月30日)」という報告書をまとめ、任期付審査官を知的財産人材としての活用するために政府がとるべき方策として下記3点をあげている。 「特許庁は、任期付審査官の採用にあたり、研究者や弁理士をはじめとした多様な人材の参入を促す。また、任期が終了した審査官が地域や大学を含む様々な場で活躍できるよう配慮する。」(第2節(5)①の1、第18ページ)

	「企業の知的財産部等が任期付審査官OBや弁理士を活用する方策を検討し、公表する。」(第4節Ⅰ. 1)A)①の1、第28ページ) 「任期付審査官については、任期の終了後に知的財産の専門家として大学、中小企業、地域を含めた多方面で活躍をすることができるよう、将来のキャリアパスを提示する。」(第4節Ⅰ. 3)A)①の6、第40ページ) しかしながら、現在に至ってもこれらの方策については何ら提示ないし公表されていない。 一方で、任期付審査官も一国家公務員であることから、他の国家公務員と同様に、再就職に関する規制等の導入を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号。以下「改正国公法」という。)」が適用され、民間企業等への再就職に制限が課せられることとなる。 このように任期付審査官の民間企業等への再就職を制限すれば、上記方策の実現が困難になることは明らかである。 よって、任期終了後の任期付審査官を知的財産人材として活用するというのであれば、改正国公法は任期付審査官には及ばない、あるいは、任期付審査官の再就職については民間企業等への再就職を促進する法等を整備するといったことを明確にし、上記方策を実現するための具体的な施策を公表すべきである。
17	<u>全体</u> ＜御意見の概要＞ 利権拡大と罰則範囲拡大だけの刑法改正には断固として反対する。 また相変わらず国民に周知させないまま1ヶ月未満という極めて短期間だけの募集は辞めるべきである。パブコメの募集のやり方そのものをやり直すべきである。テレビ、新聞で報道した上で30日以上募集期間を設けて募集しなすことを強く求める。 基本方針において、文化庁のような利権官庁に嚮けはめ、知財の規制緩和のイニシアティブをきちんと取るとし、かえって各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、知財本部とその事務局は速やかに解散するべきである。 ＜御意見の全文＞ 権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にしないということも明記してもらいたい。閲覧とダウンロードと所持の区別がつかないインターネットにおいては、例えば児童ポルノにせよ、情報の単純所持等を規制することは

	有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものである。このような情報の単純所持等の規制に私は反対する。一人しか行為に絡まない、個人的な情報アクセスに関する限り、「情を知って」、「性的好奇心を満たす目的で」、「みだりに」などの精神的要件は、エスパーでもない限り、証明も反証もできないものであり、法律上の要件として客観性を全く欠き、恣意的な運用しか生みようがない危険極まりないものである。このような情報の単純所持等の規制の危険性は回避不能であり、罪刑法定主義にも反する。このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、著作権法・通信法等の関係法規に明文で書き込むことを検討してもらいたい。架空の表現に関する規制も同時に議論されているが、ごく一部の国内団体等の根拠のない、保護法益すら無視した一方的な主張で、憲法で保障されている表現の自由が規制されることなどあってはならないことである。
18	<u>Ⅱ 知的財産の保護</u> <u>Ⅱ－１ 知的財産の適切な保護</u> ＜御意見の概要＞ 歴史は繰り返し、東から西への流れがある。違うのは途中で和を精神とする日本に今流れが来ているのである。和の心を持って世界に貢献したいものである。 ＜御意見の全文＞ 一時の欧米がそうであったように、今の日本は、開発した技術を韓国、台湾、中国に生産で負けて最初に開発した優位性を早い時期に失う現象が起こっている。 しかも、近年はそれら3国でも知財の重要性にそれぞれレベルは違うものの目覚めて、知財に力を入れて日本企業が訴える侵害訴訟では、クロスライセンスでの和解にいたることが多くなってきているのではないだろうか。脅威である。追うものの特許戦略をこなしている。しかも、彼らの戦略は我々の審査請求しない他社への防衛目的のノウハウ特許出願や製造方法出願の技術情報を活用してキャッチアップしてきている。我々社会のまずい点で、定年になった方を大事にしないために多くの人材がノウハウとともに韓国や中国に流れた。結果として、生産性に大いに寄与することになる。 さてそこで、提案である。まずノウハウの保護の工夫である。特許制度と真っ向対面するノウハウ、公開を前提として一定の保護をする特許制度に、ノウハウをどのように組み入れるのか。先願権を認めて、即ち出願後の公開前に取り下げを認め、先願権を認めるのである。 次に、65歳定年制を引くのである。少子高齢化が進むのである。今の60歳は昔の

50歳に相当するという。10歳近く若いのである。

最近、古代への情熱のシュリーマンが幕末に日本を訪れた旅行記を読んだ。当時の清国と日本が対比して記録されており、まさに当時から今のような現状を見ることが出来たのである。そうってしまうと、私としても本意ではないが、大事なことは我が国の世界に受け入れられる国民性である。丁寧、清潔、純粹、正直、好奇心旺盛で和の精神にとんだ我々は、自信を持って和を世界中へ広げていくのである。そのためには、まず自らを正し、ついで隣国を正してもらい、少なくとも民で商標ただ乗り問題の解決が難しいければ、官で或いは国で対応していく必要があるかもしれない。欧米のワイン産地やお酒の産地がきっちりと保護されるように日本の産地名についても中国の不正競争をやめさせる精神で解決を働きかける必要があるのではないだろうか。両国のためになることであると思う。

中国産の模倣品の現実には、深刻であるしそのレベルは高くなって驚くほどである。複写機やプリンターの消耗品である現像剤は容器からすべて見分けがつかず、製造番号で判明した。もちろん電子顕微鏡でトナー粉を見れば分かるのであるが、きわめて巧妙である。相当の損失をこうむっているが、実態は把握しきれない。

模倣品については、中国国内の教育啓蒙活動からはじめていくのが結局は早いかもしれないが、当面の火消しを地道に根気よく、なるべく上流の地点で止める努力が必要となる。偽者の見本市が開かれるらしい。是非、当局で取り締まっていただきたい。